福岡市景観計画

(案)

福岡市

目 次

序章	景観形成	戈の考え方	1
	第1節	基本的事項	1
	第2節	都市景観を取り巻く現状と課題	2
	第3節	理念と目標像	8
	第4節	基本方向	18
第1章	景観計画	画区域	24
第2章	良好な景	景観の形成に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	第1節	景観計画区域のゾーン区分	25
	第2節	ゾーンごとの景観特性と景観形成方針	
第3章	大規模發	書築物等に関する事項	32
	第1節	届出対象行為	32
	第2節	大規模建築物等に関する行為の制限	36
	第3節	色彩に関する景観形成基準	43
第4章	都市景智	現形成地区に関する事項····································	45
	第1節	都市景観形成地区の指定の考え方	45
	第2節	都市景観形成地区指定までの流れ	45
	第3節	都市景観形成地区の良好な景観の形成に関する方針及び行為の制限	46
	第4節	届出対象行為	48
第5章	景観資源	原の保全・創出に関する事項	49
	第1節	景観重要建造物	49
	第2節	景観重要樹木	50
第6章	景観重要	要公共施設の景観形成に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
	第1節	指定方針	51
	第2節	指定区域	51
第7章	屋外広台	告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する	
	行為の制	剈限に関する事項	53
	第1節	屋外広告物の表示による景観形成の考え方	53
	第2節	屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限	53
第8章	景観形成	戏における推進方策····································	55
	第1節	市民・事業者・行政の役割	55
	第2節	推進体制	56

第

景観形成の考え方

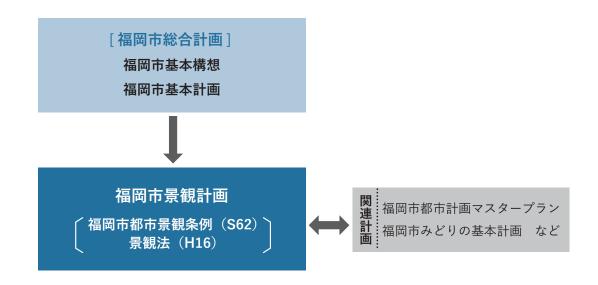
第1節 基本的事項

1. 景観計画とは

景観計画とは、景観行政団体が、良好な景観の形成を図るため、その区域や、良好な景観の形成に関する方針等を定める計画であり、市民・事業者・行政などの各主体が、景観まちづくりに取り組むための基本的な事項を示すものです。

2. 位置づけ・役割

「福岡市景観計画(以下、本計画という。)」は、上位計画である「福岡市基本計画」や「福岡市都市計画マスタープラン」等の関連計画との整合を図り、都市景観を総合的かつ計画的に形成するための景観形成の基本的な理念や目標像を示すとともに、良好な景観形成のための方針、基準、主な施策を示すものです。



3. 目標年次

目標年次は、第10次福岡市基本計画と同じ2034年度(令和16年度)とします。

第 6 章

第

第

8

都市景観を取り巻く現状と課題 第2節

社会情勢の変化等

(1)人口

総人口は平成24年の市推計値を上回るペースで増加しており、なかでも65歳以上が増加して います。

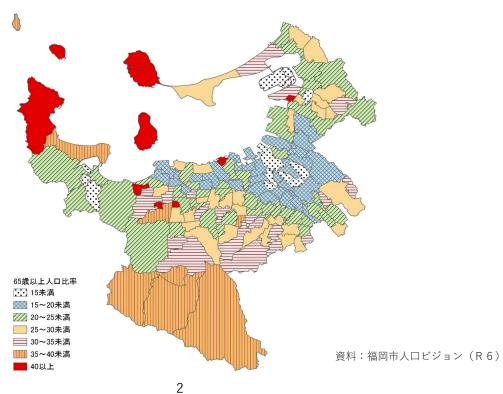
全市の高齢化率が約22%の中で、郊外部の高齢化率が高くなっています。

〇人口構造の変化



(注) 実績値の構成算出にあたっては、総数から年齢不詳を除外している。 資料: 実績・・・国勢調査、推計・・・福岡市総務企画局(令和6年4月推計)

〇高齢化率(2023年)



(2) まちづくり

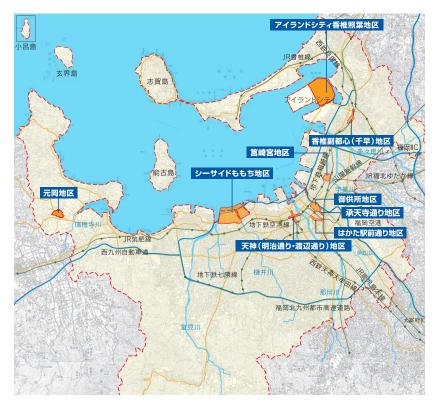
都心部や拠点などにおいて、地域の特性に応じたまちづくりを推進しています。 計画的なまちづくりにあわせ、都市景観形成地区を指定するなど、景観づくりを推進しています。

○まちづくりの進展



資料:土地区画再整理事業の施工状況(福岡市)

○都市景観形成地区



第

6

第

8

(3)緑の面積

全市域における緑の面積」は、開発等による農地等の減少を、公園緑地等の整備による緑の創出や永続性のある樹林地の指定などにより、維持することができています。

○全市域における緑の面積



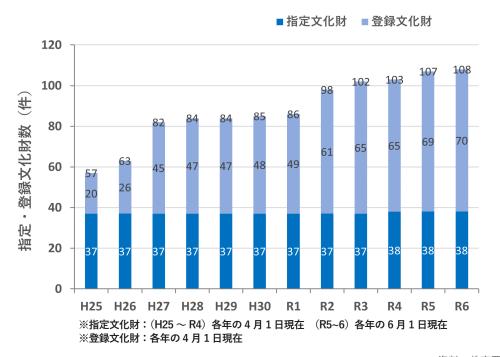
(注) その他:道路、公共公益施設、商業・業務地、工業・運輸施設、その他の緑 資料:福岡市住宅都市みどり局

(4) 文化財の登録

市内の指定・登録文化財の数は、年々増加しています。

令和6年4月1日以降、最新の指定・登録物件は1件追加されました。令和6年7月には、「冷泉荘 (旧八木アパート)」が国登録答申を受けています。

〇市内の指定・登録文化財(建造物・名勝)の件数



資料:教育要覧をもとに作成

第

第

2. 市民からの意見

人々の価値観が量から質へと変化し、心の豊かさが重視される中、様々な機会を捉え、数多くのご意見をいただいています。

ここでは、今後の福岡市の景観づくりを検討するため「みんなでつくる福岡市の将来計画プロジェクト」や「第30回都市景観賞記念シンポジウム」にあわせて行ったアンケート調査の概要をお示しいたします。

(1) みんなでつくる福岡市の将来計画プロジェクト

第10次福岡市基本計画の策定に向けた検討を進めるにあたり、次代を担う子どもたちや若者をはじめ、幅広い市民等から意見を募集するもの。

◆実施期間

令和5年4月25日~10月31日(ワークショップ等については11月末まで)

◆実施内容

(1) オンラインアンケート

- (5)ゲームを活用した取り組み
- (2)メールや郵送等による意見の受付
- (6)小中学校での意見募集
- (3)外国からの来訪者へのアンケート
- (7)有識者インタビュー

(4)ワークショップ

(8)民間主導の取組み

◆オンラインアンケートの結果概要

①あなたにとっての幸せな未来のために特に大切なこと(回答件数:8,242件)

「健康的な生活」「仕事・働き方」「住む場所」「思いやり・多様性」「身近な自然」などの15項目の中から幸せな未来のために大切な項目を選択し(複数回答可)、選択した項目について満足度を回答

- ○「住む場所 | について、選択割合は62.4%、選択者の満足度は73.1%
- 「身近な自然 | について、選択割合は50.4%、選択者の満足度は88.6%

②福岡市や自分自身の未来についての自由記述意見(述べ3,315件)

ユニバーサルデザイン、健康、福祉	504件	環境、自然	158件
子ども、教育	652件	交通	445件
文化芸術、スポーツ	160件	文化振興、都心部	299件
地域コミュニティ	86件	国際	59件
防災、都市基盤	161件	その他	636件
防犯、モラル・マナー	155件		

第

九州・アジアの交流拠点に関すること

- ・福岡を象徴するランドマークがほしい
- ・世界の人々が来てよかった、住んでみたいと
- 思えるまち

- ・美しい建物を建て並べ、緑豊かな街並みを誇る
- まちづくり
- ・多様な人が自分らしく生きられるためのまちづくり

緑や水辺に関すること

- 自然を生かしたまちづくり
- ・ほどよく都会でほどよく田舎っぽさが残るまち
- 花や緑に溢れたまち
- 誰もが利用できる都会のオアシスみたいな緑多い

地域の魅力向上に関すること

- ・音楽やアートなどの芸術が街中で楽しめる
- 歩くのが楽しいまち

- ・商店街は残してほしい
- ・都市部ばかりではなくて郊外の方にも目を向けて ほしい

歴史や文化に関すること

- ・古き良きものを残しつつ進化してほしい
- ・自然や食べ物、お祭りなど地域の特性を 活かした福岡らしいまちづくり
- ・福岡城の天守閣を再建してほしい
- ・電信柱のないまちづくり

(2)景観に関する市民アンケート

◆実施期間

令和6年1月20日

◆実施内容

第30回都市景観賞記念シンポジウムにおいてアンケート調査を実施

◆設問内容

福岡市の景観についての自由記述意見

◆回答件数

103件(シンポジウム参加人数:124名)

九州・アジアの交流拠点に関すること

- ・異文化と融合しつつ、福岡のオリジナリティを 残したまちづくり
- ・多様な世代が楽しむことができる景色
- ・もっと個性的な建物が、混在する姿が見たい
- ・東京や大阪と違う福岡らしさ
- ・メリハリのある景観づくりが必要

緑や水辺に関すること

- たくさんの樹と花のある街
- ・もう少し海、川を生かした景観

- ・花が多い街は、みんなにとって癒しになる
- ・河川沿いの景観の向上が海と陸をつなぐと思う
- ・もっともっと海に注力してもらいたい

地域の魅力向上に関すること

- ・賑いと彩りに溢れ、かつ品がある
- ・人情味のある街の風景

- コンパクト性がいい
- ・エリア・地区での一体化された個性やデザイン
- ・祭りやコミュニティなどソフトも含めた景観づくり

歴史や文化に関すること

- ・古き良きものを残しつつ進化してほしい
- ・福岡城の天守閣を再建してほしい
- ・自然や食べ物、お祭りなど地域の特性を
- ・電信柱のないまちづくり

活かした福岡らしいまちづくり

第

3. 課題

福岡市は、自然景観や都心景観、歴史景観などに係る多様な景観が市の魅力を形作っており、 それらの景観がうまく調和した美しい街並みは、国内外から評価されていますが、社会情勢の変 化や市民意見などを踏まえると、今後の景観づくりを進める上で、主に次のような課題がありま す。

○九州・アジアの交流拠点にふさわしい景観づくり

- ・多くの市民をはじめ、国内外の方々から、調和がとれた街並みと感じてもらえるよう取り組む必要があります。
- ・市民に加え海外観光客が福岡の景観をどう思っているかの視点を踏まえ、商店街や夜の街並 みなど、福岡らしい景観を守っていく必要があります。

○みどりを創り生かした景観づくり

- ・人々の価値観が変化する中で花や緑の大切さが再認識されていることから、豊かな自然を感じる景観づくりに取り組む必要があります。
- ・質の高いパブリックスペースの形成に向けて、みどりを生かした景観づくりなどに、より一層取り組む必要があります。

○地域の個性や強みを生かした景観づくり

- ・地域と共働した景観誘導のルールづくりなどにより、地域特性を生かした景観づくりに取り組むとともに、特に大規模な建築物などは、周辺の自然環境や街並みと調和を図る必要があります。
- ・市民の景観意識のさらなる向上に向けて取り組む必要があります。

○歴史と文化を守り生かした景観づくり

- ・神社仏閣や近代建築など歴史資源の価値や景観保全を重要視する機運が高まっていることから、歴史と文化を守る取り組みを進めていく必要があります。
- ・神社仏閣を中心とした周辺の景観づくりに取り組む必要があります。

第3節 理念と目標像

上位計画である「福岡市総合計画」の内容や福岡市の景観を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、理念と目標像を設定します。

1. 福岡市総合計画

○福岡市基本構想(2012年12月策定)

都市像

住みたい、行きたい、働きたい アジアの交流拠点都市・福岡

- 1 自立した市民が支え合い心豊かに生きる都市
- 2 自然と共生する持続可能で生活の質の高い都市
- 3 海に育まれた歴史と文化の魅力が人をひきつける都市
- 4 活力と存在感に満ちたアジアの拠点都市
- ○第10次福岡市基本計画(2024年12月策定)

都市経営の基本戦略

- (1) 生活の質の向上と都市の成長の持続的な好循環を創り出す
- (2) 多様な人材が育ち、集い、チャレンジできる環境をつくる
- (3) 福岡都市圏全体として発展し、広域的な役割を担う

住みたい、行きたい、働きたい アジアの交流拠点都市・福岡

質の高い生活が人と経済活動を呼び込む

生活の質の向上

- ・自分らしく生きる
- ・子ども、子育て
- ・支え合い、安全・安心
- ・自然環境、潤い・安らぎ

都市の成長

- ・集客・交流
- ・充実した都市機能
- ・地場産業、新たな価値
- ・グローバル

成長の果実により生活の質を高める

多様な人材、チャレンジできる環境

第

第10次福岡市基本計画

「福岡市基本計画」は、福岡市が長期的にめざす都市像を示した「福岡市基本構想」に基づき、市又は区の行政分野全般に係る政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に示した10年間の長期計画で、2024年(令和6年)12月に「第10次福岡市基本計画」として策定しています。当該計画は、都市像の達成に向けて取り組むための基本的考え方と重点施策の方向が示されています。

【景観に関連する主なポイント】

<目標4> 人と自然が共生し、身近に潤いと安らぎが感じられる

施策4-1 都市と自然が調和したコンパクトで個性豊かなまちづくり

豊かな自然環境から受ける恩恵を将来にわたって享受するため、農林水産業が有する自然環境の保全や景観形成などの多面的機能を活用するとともに、行政・市民・地域・企業などの多様な主体が共働して博多湾や河川、緑地などの保全、生物多様性の確保に取り組みます。

施策4-2 花や緑などによる潤いや安らぎを感じるまちづくり

公園や道路などの公共空間や公開空地などの民有地において、市民や企業との連携、共働を 進めるとともに、立地の特性に応じた公園等の整備や維持管理、魅力向上を図るなど、市民が花 や緑などの身近な自然に囲まれ、潤いと安らぎを感じられるまちづくりを進めます。

<目標5> 磨かれた魅力に人々が集い、活力に満ちている

施策5-1 観光資源の磨き上げと戦略的なプロモーションの推進

自然環境や歴史資源を生かした都市景観、美術館や博物館などの文化芸術、食、祭りなどの福岡市固有の魅力を観光資源として磨き上げ、広域的な連携も図りながら戦略的なプロモーションに取り組むことで付加価値の高い観光誘客を推進するとともに、市民生活の向上を図る持続可能な観光振興に取り組みます。

施策5-2 博多・福岡の歴史・文化を生かした観光振興

商人の街「博多」と城下町「福岡」の歴史や文化を生かし、「博多」においては、神社仏閣等を生かした歴史的な街並みの形成に加え、趣のある道づくりや新たな観光拠点づくりなどに取り組むとともに、「福岡」において、都心に近い貴重な緑地空間である舞鶴公園・大濠公園の一体的な活用を進め、福岡城や鴻臚館のさらなる整備・活用により、市民の憩いと集客交流の拠点づくりに取り組みます。

<空間構成目標> めざす姿

海や山に囲まれた地形的な特徴を生かし、都心部を中心にコンパクトな市街地が形成され、都市的魅力と豊かな自然環境が調和し、安全・安心な暮らしのもと、市民が日常的にそれを享受しています。

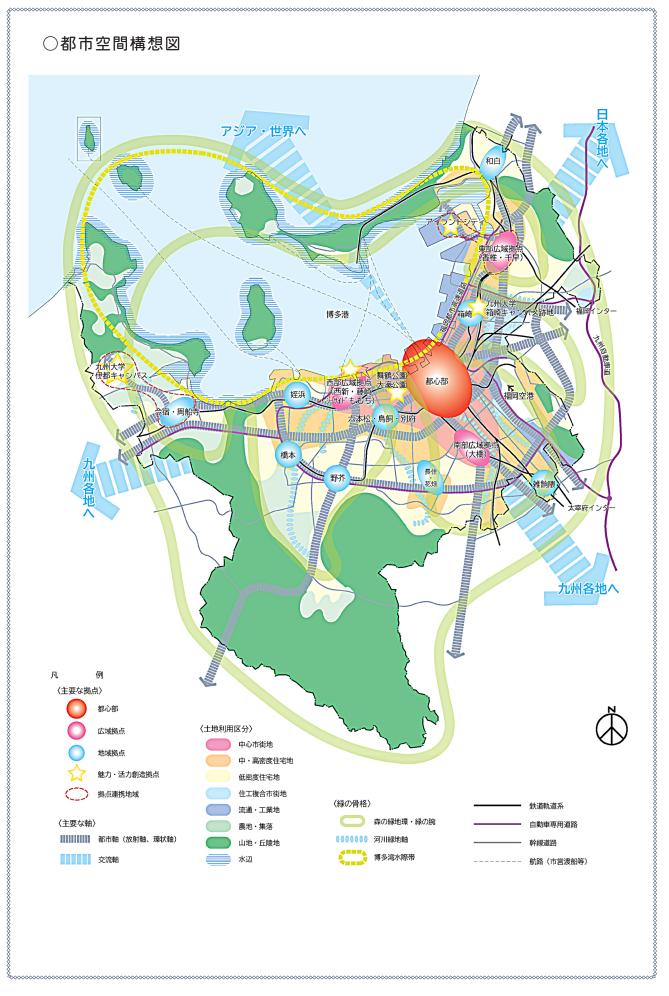
章

第

章

第

第



2. 福岡市の景観特性

(1) 都市形成史の特色

1)海と共に栄えてきた都市

福岡のまちは、古来、大陸との交流拠点として誕生しました。それを支えていた博多の港は、日本三津の一つに数えられ、恵まれた天然の良港でした。福岡の海岸線は、福岡城の別名にもなった舞鶴城にうかがわれるように、鶴が羽を広げたような独特の形態をもっています。博多湾の西から見渡すと、唐泊・今津・荒津・香椎・海の中道・志賀島と、大陸貿易の拠点や万葉集にもうたわれている由緒のある地区が多くあります。志賀島で出土した「漢委奴国王」の金印や、福岡城跡で発見された鴻臚館跡には、往時の大陸との交流の様子がうかがえます。

また、「商人のまち博多」が形成された当時、海岸線に寺院が建立されており、現在、それらが近代的な街並みの中に残り、当時の名残をとどめています。

鎌倉時代には、大陸の玄関口であることが災いして、元の侵略の危機にさらされ、博多湾沿いに長大な防塁(元寇防塁)が築かれたこともありました。

このように、幾度となく歴史的な舞台となってきた海岸線も、土砂の堆積や埋め立てにより徐々に姿を変え、近代的な港湾も整備されました。時代の推移とともに、市民にとって日常的に海との結びつきを感じることは少なくなっていますが、古代、中世と福岡の発展の礎となってきた海、みなとがまちに隣接しているという事実は、今も博多湾に厳然と存在し、海によって開かれ、海に向かって栄えてきた福岡というイメージを人々に与えています。博多港は、開港後100年以上を経た今日も、アジア・世界をつなぐ国際拠点港としてますます発展しています。



国宝 金印「漢委奴国王」/福岡市博物館蔵



国指定史跡 元寇防塁(生の松原)

2) 二都市の融合

福岡市は、「福博のまち」と呼ばれるように、福岡部と博多部が融合して成立し、それらは今も市 の中心となっています。

黒田長政による福岡城の築城までは博多部が中心でしたが、城下町の形成により福岡部がで きました。江戸時代には、二つのエリアは那珂川を隔てて城壁で明確に区切られており、商人の まち、武士のまちとして違った地域社会を形成していました。

明治以後、この二つのエリアの一体化がなされたが、長い時間をかけて異なった両者の異なる 風土文化は当然まちの大きな環境の相違となってあらわれていました。博多部は、福岡市となっ ても、商人のまち博多の持つ商業基盤を背景にして中心地区として栄え、戦後、その中心が福岡 部(天神地区)へ移行した後も、博多部で育った伝統・文化は、古くから確立された地域社会を軸 に、祭りや伝統工芸等によって、現在の福岡市のまちに深みと風格を与えています。

このように福岡市は、独自の歴史・伝統・文化をもった都市であり、この福岡部、博多部の双子 都市ならではの個性を尊重し、生かしながらまちづくりを進めていく必要があります。



正保福博惣図/1646年/福岡市博物館蔵



福岡・博多鳥瞰図/1887年/九州大学附属図書館蔵

第

7

3) 自然と調和した都市

福岡のまちは、弥生時代からいちはやく農耕文化が栄えた沖積平野にひらけており、起伏の少ない地形の中で、油山などが連なる脊振山地や立花山が市街地の背景として位置し、市街地や近郊の緑地が、都市形成の過程を通じてうまく活用され、都市に潤いをもたらしています。

福岡の地形の特徴である海岸線は、玄海国定公園に指定されており、糸島半島と海の中道の ふたつの腕で博多湾を抱き、背後には緑の山々が連なっています。このうち中心市街地に近い海 岸線は近代的な港湾へと変貌しましたが、郊外には江戸時代に植林された松林等の緑も豊かで、 雄大な砂州を持つ海の中道などが海岸線の美しさを十分に楽しませてくれます。

市街地や近郊の緑地は、福岡にしかない貴重な歴史を持つ舞鶴公園、大濠公園をはじめ、明治初期に開園した公園である東公園、西公園が東西の核的な緑地ゾーンとして確保されており、特別緑地保全地区などの樹林地や街路樹などが配置され、比較的バランスよく、まとまった緑が都市部に残されています。

河川空間については、地域のシンボル河川である室見川や那珂川をはじめとする水辺環境整備への取り組みがなされ、各地区で水辺の活用が図られています。

特に福岡市の場合、大規模な重化学工業が立地しなかったため、比較的良好な水辺環境が保たれており、都市内でも河川空間は貴重な憩いの場となっています。

市域周辺部の山地などでは、標高が概ね80m以上の区域について、原則的に開発区域に含めないこととしており、樹林地など都市の貴重な自然環境の保全が図られ豊かな自然を感じることができます。

また、都市計画法に基づいた建物の規模や高さの制限を伴う制度として、都市の中の樹林地や水面などの自然的景観を維持し、都市と自然が調和した環境をつくることを目的とした風致地区や、市街地環境の維持などを目的とした高度地区などを設定するとともに、都心部に空港が近接している地理的特性から、市街地の広範囲に航空法による高さ制限が定められています。

高い建物を建てることが出来ないため、土地の敷地を最大限活用し、統一感のある街並みを形成しています。

章

第

第 8

(2) 福岡らしさを示す景観

博多湾と脊振山系に代表される豊かな自然景観や、充実した都市機能による活気と賑わいの ある都心景観、さらには大陸との交流の歴史や博多祇園山笠に代表される伝統文化に根差した 歴史景観など、多様な景観が市の魅力を形づくっています。

福岡らしさを示す景観として次のようなものがあります。

都心部



JR博多駅

一般市街地(住宅地等)



橋本駅前

山の辺・田園 (山地・丘りょう地・農地等)



室見川



福岡大名ガーデンシティ



桧原桜公園



元岡



アクロス福岡・天神中央公園



樋井川



油山

営みと場が織りなす情景

祭り・伝統行事などの特別な場・買い物・遊びなどの日常行動の場、そ こに息づく人の営みが、地域コミュニティ等を映しだす味わい深い情景と なり、これらは、福岡らしい景観づくりを支える重要な役割を担っています。





明治通り



櫛田神社



筥崎宮



渡辺通り、昭和通り、那珂川

第 8

港湾(流通・工業地)



ベイサイドプレイス博多





海の中道

歴史•伝統



御供所地区



中央ふ頭



北崎



筥崎宮地区



アイランドシティ



シーサイドももち海浜公園※



九州大学大橋キャンパス

※…©福岡県観光連盟 福岡県観光連盟提供



舞鶴公園



大濠公園



博多川



那珂川



旧大名小学校



西新商店街



天神



天神地下街

章

第

第

5

第

3. 景観形成の理念と目標像

(1) 景観形成の理念

福岡市の景観特性を踏まえ、4つの理念を以下に示します。

①都市景観は、市民の共有財産である

良好な景観は、市民の暮らしに安らぎや潤いを与えるとともに、都市の魅力を発信し観光客などを呼び込む資源となる「市民の共有財産」です。

ひとつひとつの建築物等は、一人ひとりの所有物であると同時に、 市民の共有財産である景観を形成する重要な要素であることを理 解し、継続的に景観形成に取り組むことが必要です。



②市民参加による都市景観の形成

まちづくりは、市民、事業者、行政などの多様な担い手により進められるため、それぞれが景観に対しての共通認識を持ち、共働して取り組んで行くことが重要です。

また、多様な景観が形成される中で、特に景観の形成を重点的に 図る必要がある地域などは、市民参加による良好な景観形成に向 けたルールづくりを行うなど、街並み全体の調和を図るための取り 組みを進めていく必要があります。



③長期的な視点をもつ

建築物等は、つくられてから $50\sim100$ 年の長い間、市民の目に触れ、景観を形成するものです。そのため、短期的な目的や流行に左右されることなく、50年後、100年後のまちの姿を想像しながら、長期的な視点で計画することが必要です。

また、福岡市の魅力の1つである歴史景観は、古くから守り育てられ、その姿を残しています。このため、新たにつくられる建築物等については、既存の景観を損ねることのないよう、慎重に検討する必要があります。



④地域性、個性を生かす

天神・博多などの都心部では、高層ビルやきらびやかな照明によりまちの賑わいが形成されていますが、青い海が広がる地域や、田園風景の広がる地域に、高層ビルや巨大な広告物が設置されると、豊かな自然景観が阻害されてしまいます。

場所によってふさわしいデザインは違うため、その場所に応じた計画を行い、地域性やまちの個性を最大限に生かす景観形成を行っていく必要があります。



章

8

(2) 目標像

福岡市の景観形成の理念に基づき、景観特性を踏まえて、市民はもとより来訪者にとって、魅力と心地よさが感じられる、「福岡らしい都市景観」の形成を目指し、3つの目標像を示します。

顔のあるまち

九州・アジア新時代の 交流拠点にふさわしい、 アジアや他都市にない 「顔づくり」

個性がいきるまち

地域の特性を生かし、 市民や事業者と共働で まちづくりに取り組む 「個性づくり」

魅力を感じるまち

海と緑に抱かれた美しい 景観を継承し、固有の自 然と歴史を生かした 「魅力づくり」

第4節 基本方向

1. 基本方向と主な施策

第10次福岡市基本計画や関連計画等を踏まえ、理念や目標像の実現に向けて、福岡らしい質の高い都市景観を形成するため、4つの基本方向と、各方向ごとの3つの方針を以下に示します。 基本方向ごとの考え方や、主な施策を次ページ以降に示します。

景観形成の基本方向

基本方向1 九州・アジアの交流拠点にふさわしい魅力ある景観づくり

方針1 風格や潤いのある景観づくり

方針2 賑わいや界隈性などを感じられる景観づくり

方針3 市民や地域団体との共働による景観づくり

基本方向2 みどりを守り、創り、生かした景観づくり

方針1 豊かな自然を感じる景観づくり

方針2 質の高いパブリックスペースの形成に向けたみどりを生かした景観づくり

方針3 市民や地域団体との共働による景観づくり

基本方向3 計画的なまちづくりにあわせた賑わいと活気のある景観づくり

方針1 個性を生かした景観づくり

方針2 周辺の自然環境や街並みと調和のとれた景観づくり

方針3 市民や地域団体との共働による景観づくり

基本方向4 歴史と文化を守り生かす、刻の厚みを感じられる景観づくり

方針1 歴史と文化を守る福岡らしい景観づくり

方針2 歴史資源を生かした景観づくり

方針3 市民や地域団体との共働による景観づくり



方針1 風格や潤いのある景観づくり

アジアとの交流の歴史や広域的な交通結節機能を背景とした都市機能の集積や身近に感じることのできる豊かな自然など、福岡市の特性を生かし、交流拠点都市にふさわしい風格や賑わい、潤いのある景観づくりを進めます。

○景観上重要な建築物等の景観誘導

・専門家による助言・指導(都市景観アドバイザー制度)

主な施

- ○景観重要公共施設の指定
- ○魅力的で秩序ある広告景観づくり
- ・屋外広告物のデザイン審査(バスシェルター、ラッピングバス、バナーなど)
- ・屋外広告物の適正化(無許可広告物や路上違反広告物の是正指導など)
- ○都市計画制度などを活用した景観誘導

方針2 賑わいや界隈性などを感じられる景観づくり

都心部では、商業・業務・文化施設などが集積する拠点やそれらをつなぐ回遊軸において、市 民や来訪者が歩いて楽しめる賑わいや界隈性などを感じられる景観づくりを進めます。

主な施策

○大規模建築物等の景観誘導

- ・届出の機会をとらえた助言・指導
- ○公共空間における良好な景観の誘導
- ・わかりやすい案内サインの検討・促進
- ・街路樹イルミネーション

方針3 市民や地域団体との共働による景観づくり

市民や事業者が地域への誇りと愛着を持って暮らしていくことができるよう、市民やエリアマネジメント団体などの地域団体との共働による景観づくりに取り組みます。

主な施策

○都市景観形成地区の指定と景観誘導

(視点:風格や賑わい、潤いのある景観の形成)

○エリアマネジメント団体との共働

4

第 6



方針 1 豊かな自然を感じる景観づくり

海や空からの景観に配慮し、博多湾ややまなみの眺望と海岸線の緑の連続性を確保するほか、 道路の美装化や無電柱化など公共空間の景観整備などにより、豊かな自然を感じる景観づくり を進めます。

主な施策

- ○景観重要建造物や景観重要樹木の指定
- ○博多港における良好な景観の形成
 - ・博多港景観形成指針の運用・景観形成ガイドラインの運用(アイランドシティ等)
- ○公共空間の景観整備
 - ・道路の美装化や無電柱化

方針2 質の高いパブリックスペースの形成に向けたみどりを生かした景観づくり

公園や街路樹等のみどりは、市民生活に潤いや安らぎをもたらす重要な要素であるため、公 共施設及び民有地の花や緑をさらに創り、みどりによる魅力的な景観づくりを進めます。

主な施

- ○大規模建築物等の景観誘導(再掲)
 - ・届出の機会をとらえた助言・指導
- ○景観上重要な建築物等の景観誘導(再掲)
 - ・専門家による助言・指導(都市景観アドバイザー制度)
- ○花や緑による良好な景観の形成
- ○水辺を生かしたまちづくり

方針3 市民や地域団体との共働による景観づくり

花や緑、水辺などの豊かな自然を守り、新たに創り、それらを生かすことで、潤いや安らぎを感じることができるよう、市民や地域団体との共働による景観づくりに取り組みます。

主な施策

- ○都市景観形成地区の指定と景観誘導(再掲)
- (視点:豊かな自然を感じるみどりを生かした景観の形成)
- ○花や緑による良好な景観の形成(再掲)



方針1 個性を生かした景観づくり

計画的なまちづくりが進められる地区において、まちづくりにあたってのルールづくりや、地域の持つ特性の継承などにより、市民や地域団体との共働による地域の個性を生かした景観づくりに取り組みます。

主な施

策

○都市景観形成地区の指定と景観誘導(再掲)

(視点:地域の個性を生かした景観の形成)

- ○地区計画の策定
- ○地域まちづくり計画(特定まちづくりルール)の策定

方針2 周辺の自然環境や街並みと調和のとれた景観づくり

都市景観の形成に大きな影響を与える大規模な建築物等を中心に、形態や色彩、意匠を誘導するなど、周辺の自然環境や街並みと調和のとれた景観づくりを進めます。

主な施

○大規模建築物等の景観誘導(再掲)

- ・届出の機会をとらえた助言・指導
- ○多様化するニーズなどに対応した景観誘導
 - ・デザインガイドライン、色彩ガイドラインの適切な運用
 - ・専門家による助言・指導(都市景観アドバイザー制度)(再掲)
 - ・新たな広告媒体等に対応した景観誘導の検討

方針3 市民や地域団体との共働による景観づくり

市民の景観意識の一層の向上を図るとともに、景観づくりに向けた地域団体等を積極的に支援するなど、市民や地域団体との共働による景観づくりに取り組みます。

主な施策

○景観意識の啓発

- ・都市景観賞を中心とした意識高揚事業
 - ·SNS等を活用した情報発信
 - ・景観教育(出前講座など)

○地域主体の景観づくり

- ・景観づくり地域団体の認定・活動助成
- ・市民ボランティアと連携した路上違反広告物対策
- ・景観協定

第

5

章

章

第



方針1 歴史と文化を守る福岡らしい景観づくり

神社仏閣など歴史的な建造物を中心に、周辺の建築物等の高さや形態、意匠などを 誘導するなど、歴史と文化を守ることで、市民が愛着や誇りを持ち、刻の厚みを感じられる福岡らしい景観づくりを進めます。

主な施

○大規模建築物等の景観誘導(再掲)

- ・届出の機会をとらえた助言・指導
- ○景観上重要な建築物等の景観誘導(再掲)
 - ・専門家による助言・指導(都市景観アドバイザー制度)
- ○都市計画制度などを活用した景観誘導(再掲)
- ○民間建築物の修景助成

方針2 歴史資源を生かした景観づくり

歴史的な街並みの形成を進めている地区において、道路の美装化や無電柱化など公共空間の景観整備により、歴史資源を生かした景観づくりに取り組みます。

主な施策

- ○公共空間の景観整備(再掲)
 - ・道路の美装化や無電柱化

方針3 市民や地域団体との共働による景観づくり

歴史資源を生かしたまちづくりへの市民の関心の一層の向上を図るとともに、よりきめ細やかな景観誘導のルールづくりなど、市民や地域団体との共働による景観づくりに取り組みます。

主な施

- ○都市景観形成地区の指定と景観誘導(再掲)
- (視点:歴史・文化を守り生かす景観の形成)
- ○景観意識の啓発
 - ・都市景観賞を中心とした意識高揚事業(再掲)
 - ・博多旧市街ライトアップウォーク
 - ·SNS等を活用した情報発信(再掲)

第

第

5. 成果指標

本計画の達成状況を確認するため、成果指標を下記のとおり定めます。

基本方向1 九州・アジアの交流拠点にふさわしい魅力ある景観づくり

成果指標	現状値
建築物や広告物の調和がとれた街並みであると感じ	68.3%
ている市民の割合	(R7年度)
都市景観アドバイザー会議等で建築意匠や緑化等	217件
の助言・指導を受けて建てられた建築物の数	(R6年度)

日信他
75.0%
310件

口插法

基本方向2 みどりを守り、創り、生かした景観づくり

成果指標	現状値
都心部の花や緑が豊かであると感じている市民の割合	52.8% (R6年度)
公共公益施設、民有地のみどりの面積	1,924斜 (R6年度)

目標値
75.0%
(R16年度)
1,925%以上
(R16年度)

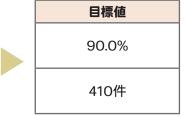
基本方向3 計画的なまちづくりにあわせた賑わいと活気のある景観づくり

成果指標	現状値
景観に関する関心度	83.9% (R7年度)
都市景観形成地区の指定地区数	9地区 (R5年度)



基本方向4 歴史と文化を守り生かす、刻の厚みを感じられる景観づくり

成果指標	現状値
歴史的財産を生かした街並みであると感じている 市民の割合	82.3% (R7年度)
歴史・伝統ゾーンにおける景観誘導による更新件数	196件 (R6年度)



章

景観計画区域

1. 景観計画区域

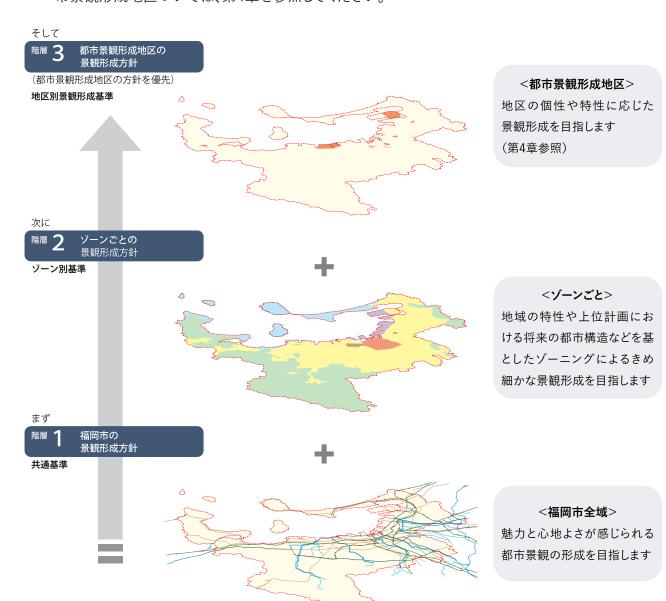
1章

本計画の対象区域(景観計画区域)は市内全域とします。

2. 景観形成の構成

景観形成の構成として、福岡市全域に関する景観形成(階層1)、その上にゾーンごとの景観形成 (階層2)、一番上に都市景観形成地区(階層3)の景観形成として基準を定めます。

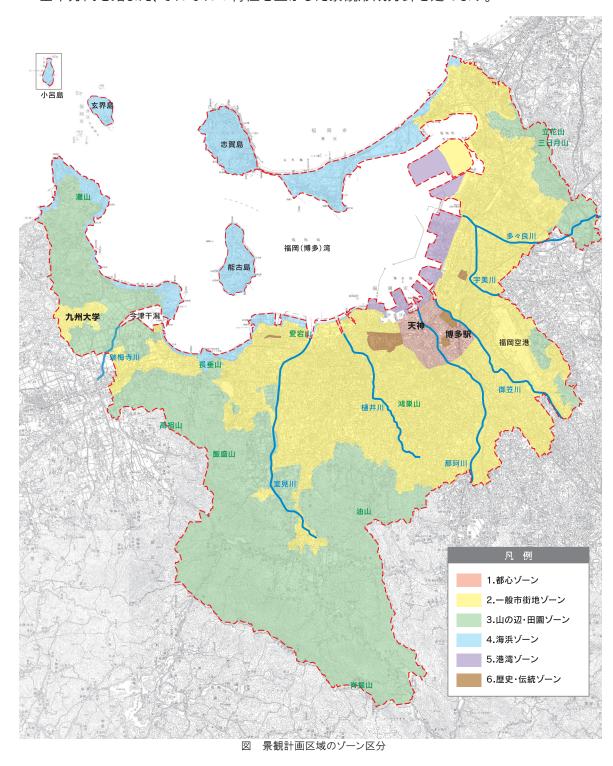
(階層1)および(階層2)の区域や景観形成方針については、第1章及び第2章、(階層3)の都市景観形成地区ついては、第4章を参照してください。



良好な景観の形成に関する方針

第1節 景観計画区域のゾーン区分

市域を地域特性に応じ、下図のように6つのゾーンに区分し、福岡市の景観特性や景観形成の基本方向を踏まえ、それぞれの特性を生かした景観形成方針を定めます。



第

第 5 章

第2節 ゾーンごとの景観特性と景観形成方針

(1) 都心ゾーン

<景観特性>

- ○都心ゾーンの中心部には、都心主軸を構成するメインストリート(大博通り、昭和通り、明治通り、 渡辺通り、住吉通り、国体道路)や那珂川、博多川が流れています。
- ○地形的・歴史的に、那珂川をはさんで福岡部と博多部からなり、それぞれに多様な街並みや賑わいの場所が形成されています。川沿いは都心にあって水辺や風を感じることのできる貴重な空間であり、福岡を代表する景観の一つになっています。
- ○天神、博多駅周辺において、様々な交流を支える交通結節機能を有しています。
- ○都心部には、東西に御供所地区と福岡城址(舞鶴公園)という福岡市を代表する歴史的環境地区が存在します。
- ○各メインストリートは、建物壁面線や歩行者空間の設えなど、統一感のある街並みになっています。

- ・都心ゾーンは交通結節機能を有していることを背景に、都市機能が集積する地区であり、天神地区や博多駅周辺地区では、福岡市の顔となるような街並みの形成に努めます。
- •櫛田神社等の寺社、赤煉瓦文化館に代表される近代建築等の歴史的資産を核とし、歴史や伝統を活用した景観の保全・創出に努めます。
- •西中洲地区では地域主体で情緒ある路地空間づくりに向けた景観誘導を行います。
- •須崎公園、天神中央公園や警固公園等を核として、大博通りや明治通り、渡辺通り等のメインストリート、那珂川、博多川等の河川を軸とした水と緑のネットワークの積極的な形成を図るとともに、市民や来訪者が楽しめる花と緑豊かな空間を創出し、賑わいのある都市景観の形成に努めます。
- •都心の多様な景観要素を結ぶ通りや広場をはじめとする都心空間の魅力向上を図るため、パブリックアートやウォールアートなど様々なアートの設置を促進するなど、彩りある景観づくりに努めます。
- ・建築物等の計画を行う際は、広場などのオープンスペースを活用し、水辺や緑、文化芸術、歴史などにより、彩りと潤い、賑わいがある空間演出を促進し、魅力的な景観づくりに努めます。



博多駅前広場の賑わい (JR 博多駅)



旧大名小跡地を活用した憩いの空間 (福岡大名ガーデンシティ)



都心中心部の緑溢れる空間 (アクロス福岡・天神中央公園)

第

(2) 一般市街地ゾーン

<景観特性>

- ○東部(香椎・千早)、西部(西新・藤崎・シーサイドももち)、南部(大橋)の広域拠点では、交通結 節機能の高さを生かし、都市活力を担いつつ、行政区や市域を超えた広範な生活圏域の中心 として、商業・業務機能や市民サービス機能など諸機能の集積が図られています。
- ○多々良川、那珂川、室見川などが親水性のある河川空間として整備され、地域住民に広く活用されています。
- ○国道202 号や明治通り、国道3号などの幹線道路沿線に立地する建築物は、高層化の傾向があります。また、幹線道路沿道では日常生活に必要な商業施設が立地し、広告・看板が多く掲出されています。
- 姪浜や箱崎は古くからの街道として栄え、伝統ある寺社や町家などが歴史的な雰囲気を出し、 ヒューマンスケールの街並みになっています。

- ・市内各所の公園緑地において、市民や企業などの多様な主体と共働し、まちに彩りと潤いを与え、賑わいや憩いを創出する、花と緑豊かなまちづくりに努めます。
- ・多々良川、那珂川、室見川など、街中を流れる河川や公園緑地等の整備を進め、水と緑のネット ワークの形成を図り、自然のやすらぎを感じさせる景観づくりに努めます。
- ・広域拠点では、親しみやすく、界隈性のある、生き生きとした個性豊かな景観づくりに努めます。
- ・九州大学箱崎キャンパス跡地などでは、周辺との調和と一体的なまちづくりに向けて、統一感 ある街並みの形成に努めます。
- ・その他の地区では、歴史資源の活用、花と緑やアートによる彩ある豊かな景観づくりに努めま す。
- ・建築物等の計画を行う際には、隣接地や周辺の街並みに調和した景観づくりに努めます。



旧工学部本館※ (九州大学箱崎キャンパス跡地)



シーサイドももちの街並み (百道浜)



アイランドシティの街並み (香椎照葉)

序

(3) 山の辺・田園ゾーン

<景観特性>

- ○福岡市西部に広がる田園地帯は福岡市内最大の近郊農業地帯となっており、伸びやかな田園 景観が広がっています。
- ○油山は市民の森として親しまれ、憩いややすらぎを与えているとともに、飯盛山や脊振山、立花山等の山並みが一体的なみどりとなって市街地からの背景を構成しています。また、山からの眺望は、市街地が海と山に囲まれている福岡らしさを醸し出す都市構造を実感できるパノラマ景観になっています。
- ○山裾には農家住宅等の集落が分布し、落ち着いた佇まいで山の辺の景観に調和しています。

- ・背景となる山並みや丘陵地等の緑地あるいは田園地帯の眺望を確保し、広がりのある景観の 保全に努めます。
- ・歴史的資源を保全・活用するとともに、周囲の自然景観を生かした景観づくりに努めます。
- ・レクリエーション施設を計画する場合は、自然環境に配慮し、自然と調和した景観づくりに努めます。



身近に豊かな自然を感じる河川敷 (室見川)



伸びやかな田園風景 (元岡)



山並みと市街地が織りなす風景 (油山)

第 8

(4) 海浜ゾーン

<景観特性>

- ○海の中道、志賀島、玄界島、糸島半島、生の松原、能古島などのみどりが大陸との交流の歴史 の源となる博多湾を囲み、水面と一体となって福岡らしい景観を形成しており、博多湾からの眺 望や博多湾への眺望は福岡を代表する眺望景観のひとつになっています。
- ○生の松原から糸島半島、また、志賀島から海の中道にかけては、自然海岸が残り、様々な海辺 レジャーによって市民が海を肌で感じることができる貴重な海岸線となっています。
- ○シーサイドももち、北崎、志賀島、小戸周辺では親水性のある護岸や海浜緑地等が整備され、 海辺レクリエーション施設として市民に親しまれています。

- ・博多湾の眺望と、広がりのある景観の保全に努めます。
- ・市街地から博多湾を見たときの眺望や、遠景の広がりある景観に配慮し、建築物等の色彩や形態について、自然と調和した景観づくりに努めます。
- ・良好な自然海浜や松原等の緑地の保全に努めます。
- ・レクリエーションやリゾート施設を計画する場合は、博多湾の自然景観に配慮し、自然と調和した景観づくりに努めます。



穏やかな海と空の広がりを感じる道 (海の中道)



豊かな自然と美しい海を感じる海岸 (北崎)



海や砂浜を楽しむ人が多く訪れる空間 (シーサイドももち海浜公園)

序

第 8

第

(5) 港湾ゾーン

<景観特性>

- ○中央ふ頭・博多ふ頭(ウォーターフロント地区)には国際航路等の旅客ターミナルやコンベン ション施設が集積し、国内外の人々が交流する海の玄関口としての交流拠点となっています。
- ○須崎ふ頭、東浜ふ頭、箱崎ふ頭は、物流倉庫や資材置場などが集積し、みなとらしい街並みに なっています。
- ○最新鋭の港湾施設を備えるアイランドシティは、対岸の香椎パークポートとともに国際物流拠点 機能を果たし、大型のコンテナクレーンなどが国際コンテナ港らしい湾岸景観を構成しています。

- ・博多湾の自然環境と調和した美しいみなとづくりを進めるため、海からの眺望を大切にすると ともに、後背市街地との調和を図る観点から、色彩への配慮や緑化等による修景に努めます。
- ・中央ふ頭・博多ふ頭(ウォーターフロント地区)においては、海辺を生かしたにぎわいや憩いの 空間の創出など、市民や来訪者が楽しめる魅力ある景観づくりに努めます。
- ・アイランドシティや香椎パークポート地区においては、調和ある良好な港湾環境の創出や港の 躍動感の演出を図るため、周辺と調和した建築物等の色彩計画や、緑化等による景観づくりに 努めます。



博多湾を間近に感じる空間 (ベイサイドプレイス博多)



クルーズ船とクルーズセンター (中央ふ頭)



港湾の躍動を感じるコンテナクレ・ (アイランドシティ)

第

(6) 歴史・伝統ゾーン

<景観特性>

- ○御供所地区は、中世より続く古刹である聖福寺・承天寺あるいは博多部の町家など、歴史的な 街並みを残しています。
- ○住吉神社は、住吉造という古い建築形式の佇まいを現代に残しています。
- ○舞鶴公園・大濠公園地区では、両公園の一体的な活用を図るセントラルパーク構想により、一体感のある緑地空間づくり、重層的な歴史資源を生かした空間づくりなどが進められています。
- ○姪浜や箱崎は古くからの街道として栄え、伝統ある寺社や町家などが歴史的な雰囲気を出し、 ヒューマンスケールの街並みになっています。

- ・歴史資源である神社や仏閣などを核とし、建築物の高さや形態・意匠などの景観誘導を行いながら、視点場からの見え方や周辺の通りなども含めて歴史や伝統を生かした魅力ある景観形成に努めます。
- ・舞鶴公園・大濠公園地区では、みどりと歴史資源を生かした空間づくりを進めるとともに、周辺地域においても風格とゆとりのある景観づくりを進めます。



博多旧市街のシンボル (御供所地区)



江戸時代から現在の位置を 保っている唯一の櫓 (舞鶴公園・大濠公園地区)



多彩な歴史に彩られた文化財 (筥崎宮地区)

第

章

第

3章

大規模建築物等に関する事項

景観計画区域内の都市景観の形成に大きな影響を与える大規模な建築物や工作物(以下「大規模建築物等」とする。)を適切に誘導し、周辺の景観と調和し、かつ個性豊かで魅力ある都市景観の形成を図るため、届出対象行為、良好な景観形成のための行為の制限を以下のとおり定めます。

第1節 届出对象行為

下記に示す規模の建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕又は 模様替え、外観の色彩の変更を届出対象とします。また、下記の届出対象行為の全てを景観法第17 条による特定届出対象行為とします。(都市景観形成地区の届出対象行為については、第4章を参 照してください。)

	届出が必要な行為・規模				
	1. 都心ゾーン、一般市街地ゾーン、港湾ゾーンにあっては、高さが31mを超え、又は延床面積が10,000㎡を超えるもの。	都市ゾーン 一般市街地ゾーン 港湾ゾーン			
建築物	2. 歴史・伝統ゾーンにあっては、高さが15mを超え、又は延床面積が1,500㎡を超えるもの。 ただし、※)沿道区域については、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為を除くすべてのものとする。	歴史・伝統ゾーン			
	3. 山の辺・田園ゾーン、海浜ゾーンにあっては、高さが10mを超え、又は延床面積が1,000㎡を超えるもの。	山の辺・田園ゾーン海浜ゾーン			
	4. 福岡市都市計画高度地区の規定による許可を受けて建築物の高さの関しないこととされたもの。	最高限度の規定を適用			
	5. 建築基準法第59条の2第1項の規定による許可を受けたもの。				
	1. 都心ゾーン、一般市街地ゾーン、港湾ゾーンにあっては、高さが31mを超えるものとする。ただし、工作物のうち、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道その他これらに類するものについては、幅員が10mを超え、又は長さが30mを超えるものとする。	都市ゾーン 一般市街地ゾーン 港湾ゾーン			
工作物	2. 歴史・伝統ゾーンにあっては、高さが15mを超えるものとする。ただし、 工作物のうち、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道その他これら に類するものについては、幅員が10mを超え、又は長さが30mを超え るものとする。ただし、※) 沿道区域については、通常の管理行為、軽易 な行為その他の行為を除くすべてのものとする。	歴史・伝統ゾーン			
	3. 山の辺・田園ゾーン、海浜ゾーンにあっては、高さが10mを超えるものとする。ただし、工作物のうち、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道その他これらに類するものについては、幅員が10mを超え、又は長さが30mを超えるものとする。	山の辺・田園ゾーン海浜ゾーン			

^{※)}沿道区域:33,34,35ページの図を確認してください。沿道区域は、道路及び参道の境界より30mの範囲です。ただし、敷地の一部が 沿道区域に含まれる場合は、敷地全体を沿道区域として扱います。

2

章

第

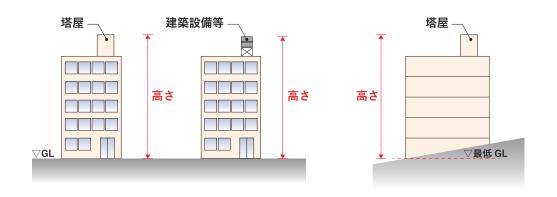
第 8

■高さ・面積の考え方

建築物等の高さは、最低地盤面(建築物等が周囲の地面と接する位置の最低の高さにおける水平面をいいます。)からの高さにより算定します。

またこの場合、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物等の高さに算入するものとします。

面積について、増築の場合、同一敷地内の建築物の延床面積の合計が届出対象規模以上となる場合は、新築建築物が届出対象規模未満であっても、届出が必要です。



■都市景観アドバイザー制度について

福岡市では、行政、事業者・設計者等が共働して地域の良好な景観形成を促進していくために、「福岡市都市景観アドバイザー制度」を導入しています。専門家の意見を聴くことが必要と判断される事案について、福岡市都市景観アドバイザー会議を開催し、専門家による助言・指導を行っています。

対象となる建築物等の考え方は、以下のとおりです(景観計画デザインガイドライン第6章参照)。

I類:公共性が高く地域の中核となる施設(駅、地域交流センター等)

||類:アイストップとなる立地や超高層建築物(高さ60m超)など地域のランドマークとなる施設

Ⅲ類:数次に亘る継続的開発行為等(住宅団地・大規模商業・業務施設等)

IV類:周辺地域の既存の景観的要素と著しく異なる、又は著しく阻害するおそれがある計画 V類:歴史・伝統地区の歴史的景観を保全・形成するために、特に配慮が必要となる計画

第

章

章

■関連する制度について

都市景観に関連する制度などは、以下のものがありますので、建築物等の計画にあたっては、各項目についてご確認ください。(福岡市webまっぷで確認することができます。)

制度名	概要	根拠	分類	担当課
高度地区	用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度、又は最低限度を定める地区で、地区内ではまとまりのある街並みの形成が期待される。	都市計画法	規制	都市計画課
風致地区	都市の風致を維持するために地区を指定 し、建築行為について必要な規制をするこ とができる。	都市計画法	規制	みどり推進課
建築協定 緑地協定 景観協定	地域の居住環境の維持・改善のために、 土地所有者が全員合意の上で、建築物の 敷地・本体・設備、緑地の保全又は緑化、 良好な景観形成等で必要なものについて 協定を結ぶもので、法律に基づく民間協定。	建築基準法 都市緑地法 景観法	誘導	建築調整課 みどり推進課 都市景観室
屋外広告物の 規制	まちの美観風致の維持と公衆に対する危害防止のため広告・看板等の屋外広告物を規制する。 一般的には禁止地域、禁止物件の指定を行い、広告物の種類、規模を規制している。	屋外広告物法	規制	都市景観室
特定まちづくり	地域が主体的に策定する計画(地域まちづくり計画)に基づいたルールで、事業者との事前協議が必要な建築行為に係るルールや協議対象行為を定めている。	福岡市地域まち づくり推進要綱	誘導	地域計画課
地区計画	良好な市街地環境の形成及び保全を図る目的で、道路、公園、緑地の公共空間の整備と建築物等に関し、必要な事項を総合的に定め、地区の特性を生かし街並みをつくる。	都市計画法	規制誘導	都市計画課
総合設計	一般の建築規制に対して、その敷地規模や空地規模や空地のとり方に応じて地域の環境条件に調和する範囲内での容積率、高さ、斜線制限の緩和を講じ、公開空地など一般の利用に供する空間を設け、街並みに潤いや解放感をもたらす制度。	建築基準法	誘導	建築指導課

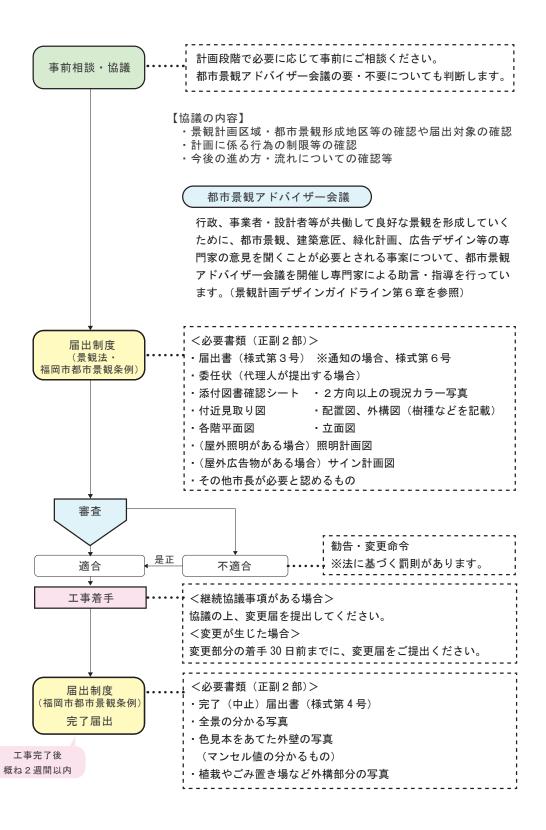
2

章

第

■景観誘導の流れと必要書類

行為着手の30日前までに届出をしてください。都市景観アドバイザー会議にかかる場合はこの限りではありません。



6

第2節 大規模建築物等に関する行為の制限



1. 全ゾーン(階層1)

全ゾーン(福岡市全域)の行為の制限を、以下の通り定めます。

対象	届出が必要な行為・規模
	1. 周辺の自然環境や街並みと調和するよう高さ・規模や隣棟間隔に配慮する。
建築物	2. 地域の特性を生かし、市民に開放されたオープンスペースの確保に努める。
	3. 前面道路境界からの壁面後退に努め、歩道との一体的利用や緑化により開放的でゆとりある空間の創出に努める。
	1. 主要な交差点や通りの軸線上等、特に視線の集まる場所に立地する場合、まちのシンボル、ランドマークとなるように配慮する。
	2. 建築物等の上部は、本体や街並みと調和のとれた形態となるように努める。
	3. 外壁は洗浄、補修等の維持管理が容易となるように素材や形態を工夫する。
	4. 歴史的建築物等が多い場合には、街並みとの調和を図る。
	5. 地域の重要な景観資源となっている建築物等については、可能な限り保存や活用に努める。
形態	6. 屋外階段は、前面道路から見えにくいよう、位置や建築物等との一体的なデザインに配慮す
辛辰	న 。
意匠	7. 共同住宅等のバルコニーは、建築物等のデザインとしてその形態を工夫する。
	8. 高架道路、高架鉄道等については、橋桁と橋台・橋脚・高欄等を総合的にデザインする等の 配慮を行う。
	9. 外観の色彩については、別に定める「色彩に関する景観形成基準」に適合する範囲とし、周辺の自然環境や街並みと調和するよう配慮する。
	10. 歴史・伝統ゾーンの周辺では、歴史・伝統ゾーンからの見え方に配慮した建物の形態・意匠や外観の色彩等とする。
	1. 室外の空調機や物干し金物等をバルコニーに設置する場合は、前面道路から見えにくいよう配慮する。
付属設備	2. 配管やダクト等は、露出しないように配慮するほか、色彩を外壁に合わせる等目立たない工夫に努める。
	3. 建築設備の屋上への設置は避ける。やむを得ず設置する場合は、ルーバー等で隠蔽する等目立たない工夫に努める。
	1. 車庫や倉庫等はできる限り前面道路から見えない場所に設ける。やむを得ず見える場所に
付属施設	設ける場合は、建築物等と調和するよう形態や色彩を工夫し、緑化等による修景に努める。
	2. ごみ置き場は、外部から直接ごみ袋等が見えないよう、位置や囲いの形態等に配慮する。

2

第

- 1. 敷地内のオープンスペースや建築物等の前面等は可能な限り緑化に努める。また、建築物等 の屋上、壁面等の緑化に配慮する。 2. 生垣やシンボルツリー等により街並みの連続性やシンボル性を高めるように配慮する。 3. 塀や柵等は、生垣や緑化等による修景に努める。 4. 駐車場は街並みの連続性、雰囲気をこわさないよう、その位置や形態、舗装仕上げ等に配慮
- するとともに、緑化等による修景に努める。
 - 5. 前面道路境界の壁面後退部分は、歩道や隣地との連続性に配慮する。
 - 1. 周辺への光害を抑え、過度な照明を避ける。
 - 2. LED等光源が点滅したり色彩が変 化したりする照明装置は必要最小限とし、夜間景観に 配慮する。

夜間景観

外構

- 3. ライトアップやイルミネーション等により夜の景観を演出する場合は地域特性に応じて景観 向上に資するように努める。
- 4. サーチライト等指向性のある照明を、上空に向かって照射しない。ただし、まちの賑わい形 成のため一時的でかつ十分に夜間景観に配慮されたものや、法令等の規定により義務付けら れたものはこの限りではない。

屋外 広告物

1. 敷地内の建築物やオープンスペースに設置する広告・看板その他の各種サインを集約し必要 最小限にまとめるとともに、景観阻害要因とならないようその位置、形態や色彩に配慮する

5 章

第

2. 各ゾーン(階層2)

各ゾーンの行為の制限を、 以下の通り定めます。

■都心ゾーン



対象	行為の制限		
形態・意匠	1. 商業、業務施設の低層部においては、ショーウィンドウ等による 街並みの賑わいの演出に努める。 2. 商業、業務施設等では、透過性のあるシャッターとする等シャッ ターの形態や色彩等に配慮し、閉店後の街並みの賑わいづくりに		
	努める。 3. 那珂川、御笠川等主要な河川沿いでは、対岸からの見え方に配慮した意匠とする。		
外構	1. オープンスペースをできる限り確保し、緑や花、パブリックアートを設置するなど、魅力的な景観づくりに配慮する。		
夜間景観	1. パブリックスペースにおいて、賑わいを感じる照明計画とする。		
屋外広告物	1. 可能な限り低層部に集約し、街並みの賑わい形成に配慮する。		

■一般市街地ゾーン



対象	行為の制限		
形態・意匠	1. 街並みの連続性や適切な隣棟間隔の確保等、周囲への圧迫感の軽減に配慮する。 2. 大濠公園、舞鶴公園等大規模な公園等の近辺では、公園等からの見え方に配慮した高さ・規模とする。		
7. 室見川等主要な河川沿いでは、対岸からの見え方に配 外構 匠とする。			
夜間景観	1. 住宅地では、防犯に配慮した適度な照明計画とする。		
屋外広告物	1. 幹線道路沿いに掲出する屋外広告物等は、景観阻害要因とならないよう高さや規模に配慮するとともに、沿道の賑わい形成に配慮する。		

■山の辺・田園ゾーン



対象	行為の制限		
形態•意匠	1. 背景となる山並みや自然環境に溶け込み、調和するような高さ・規模とする。		
1. 周辺の自然環境や田園等と調和するものとする。 外構 2. 高架道路、高架鉄道等については、背景の自然環境等 に配慮する。			
夜間景観	1. 生態系に配慮した控えめな照明計画とする。		
屋外広告物	1. 屋外広告物等の掲出は必要最小限とし、その位置、形態や色彩については自然環境等との調和に努める。		

2

第 **6**

第 **8**

■海浜ゾーン



対象	行為の制限		
規模・配置	1. 市街地から博多湾への眺望の確保や、船舶や対岸からの見え方に配慮した高さ・規模とする。		
形態・意匠	1. 海からの見え方に配慮した意匠に努める。		
7776. 76.65	2. 周辺の自然環境や海浜と調和するものとする		
夜間景観	1. 生態系に配慮した控えめな照明計画とする。		

■港湾ゾーン



対象	行為の制限			
規模・配置	1. 船舶や対岸からの見え方に配慮した高さ・規模とする。			
形態・意匠	1. 福岡の海の玄関口にふさわしい、形態・意匠とする。			
7. 照明装置のデザインや照度・色温度、配置等について、船 で間景観 にからの見え方に配慮した照明計画とする。				

■歴史・伝統ゾーン



対象	行為の制限		
規模・配置	1. 歴史資源や周辺の街並み、視点場等からの眺望に配慮した高さ・規模とする。		
形態・意匠	1. 歴史資源や周辺の街並みと調和するものとする。		
7. 緑化には在来種の樹木等を用い、歴史資源やその周辺の街 外構 に調和するものとする。			
夜間景観	1. 歴史資源等に配慮した控えめな照明計画とする。		
屋外広告物	1. 屋外広告物等の掲出は必要最小限とし、その位置、形態や色彩については歴史資源等との調和に努める。		

4 章

6

■歴史・伝統ゾーンのエリア図(視点場の図)

歴史・伝統ゾーンは下記の5地区とし、エリアについては以下のとおりとする。

また、福岡市都市景観条例第15条第1項の区域(以下、「沿道区域」という。)を以下のとおり指定する。

- ① 筥崎宮地区
- ② 住吉神社地区
- ③ 御供所地区
- ④ 舞鶴公園・大濠公園地区
- ⑤ 姪浜地区(旧唐津街道)

歴史・伝統ゾーン

届出対象規模 : 建築物の高さ>15m

又は

延べ面積 >1,500 ㎡

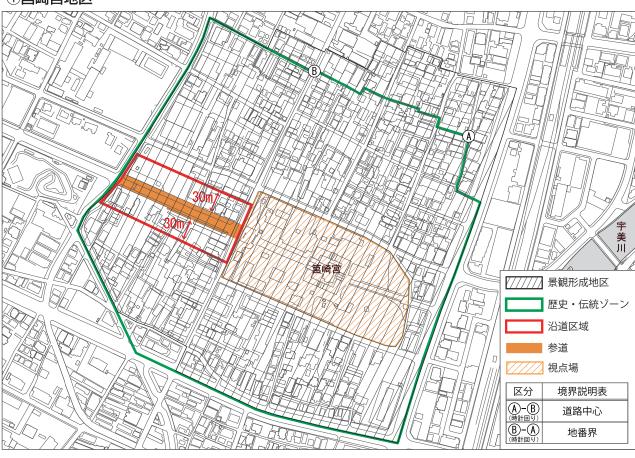
(工作物については巻末の資料編を参照)

沿道区域

届出対象規模: すべての建築物等 ただし、通常の管理行為等を除く (工作物については巻末の資料編を参照)

※沿道区域は、道路及び参道の境界より 30m の範囲とする。ただし、敷地の一部 が沿道区域に含まれる場合は、敷地全体 を沿道区域として扱う。

①筥崎宮地区

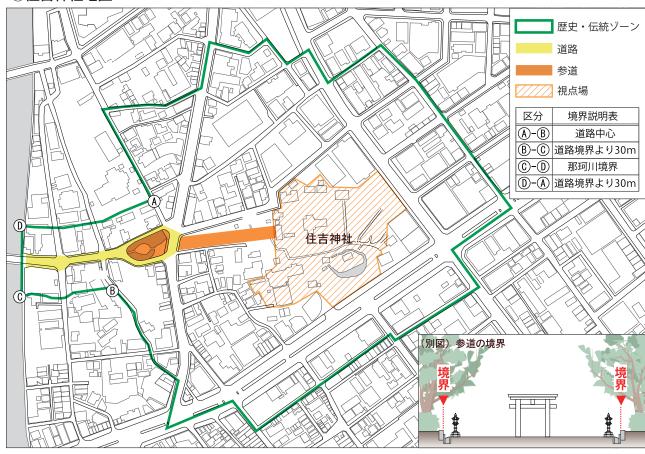




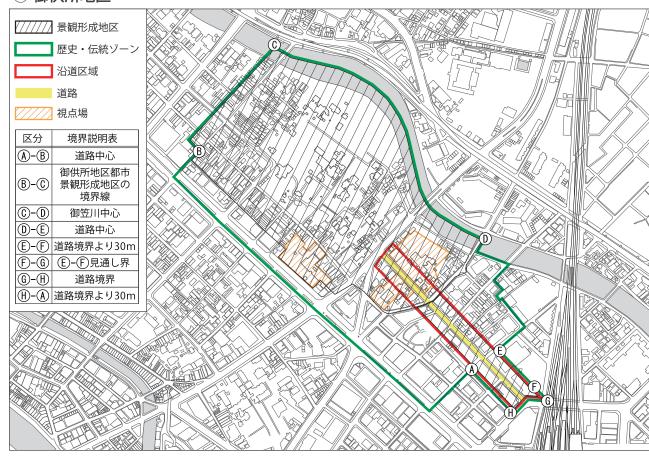
章

第

②住吉神社地区



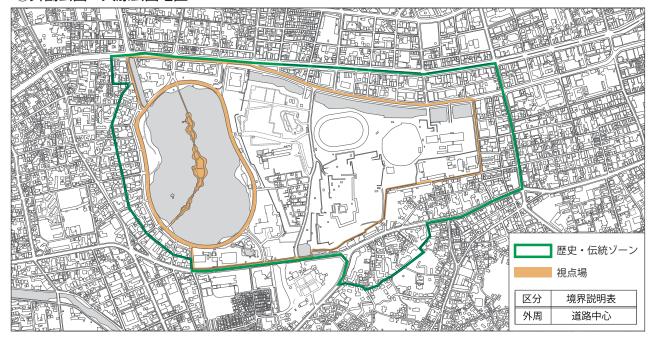
③ 御供所地区



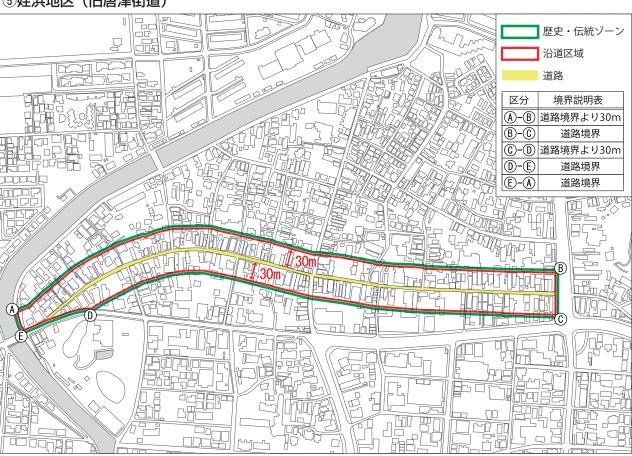
5

第 8

④舞鶴公園・大濠公園地区



⑤姪浜地区(旧唐津街道)



第3節 色彩に関する景観形成基準

建築物及び工作物の外観に使用できる色彩の範囲は、表1及び表2に掲げる色彩基準(日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の三属性によるマンセル値)のとおりとします。

ただし、次の場合については、この限りではありません。

- ・各面の見付面積の10%以内の範囲内で外観のアクセント 色として着色する場合(蛍光色は除く)
- ・無着色の自然素材を用いる場合
- ・地域の良好な景観形成に資するもので市長が都市景観形 成上の支障がないと認める場合

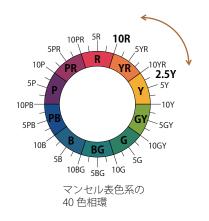


表1 都心ゾーン、港湾ゾーンにおける色彩基準

都市ゾーン
出流バーン
港湾ゾーン

区分	色相	明度	彩度
建築物	全ての有彩色	_	6以下
建架彻	無彩色	_	_
工作物	全ての有彩色	_	3以下
二 1F4勿	無彩色	_	_

表 2 一般市街地ゾーン、山の辺・田園ゾーン、海浜ゾーン、歴史・伝統ゾーンにおける色彩基準

一般市街地ゾーン	
山の辺・田園ゾーン	
海浜ゾーン	
歴史・伝統ゾーン	

区分	適用部位	色相	明度	彩度
建築物	建築物の高層部	10Rから2.5Yまで	2以上8.5以下	4以下
		上記以外の有彩色	2以上8.5以下	2以下
		無彩色	2以上8.5以下	_
	建築物の低層部	全ての有彩色	8.5以下	6以下
		無彩色	8.5以下	_
工作物	全ての部位	全ての有彩色	_	3以下
		無彩色	_	_

注1) この表における建築物の低層部とは、地上 10 m以下かつ 3 階以下の建物の部分をいいます。 注2) 海浜ゾーンにおいては、色彩基準うち明度の基準を適用しません。

※マンセル値の見方については、巻末の資料編を参照してください。

第 8

序

<コラム> 周辺との色彩調和を考える

「色彩」は、街並みの印象や地域特性を表すものであり、景観の質を高める重要な要素です。 本計画の色彩基準は、全市共通して守るべき基準として設定しており、場所によっては、圧迫感 や異質感を与えてしまうこともあります。

建築物等の色彩計画にあたっては、長年にわたり、市民が愛着を持ち、魅力を感じる、福岡ら しい景観を育てていくため、流行にとらわれない、地域性に見合った色彩計画となるよう配慮 をお願いします。

検討にあたっては、「色彩ガイドライン」も合わせてご活用ください。

○周辺の街並みと色相やトーンを合わせましょう

計画地周辺の建築物の景観を加味し、その中に違和感なくおさまるような色彩とすることで、まちの一体感がうまれ、洗練された街並みになります。

○圧迫感や異質感を低減しましょう

色彩はその面積が大きくなると、その色の特徴が強調されてしまうため、暗い色(低明度)や派手な色(高彩度)を大面積で使用するのは避け、色や素材で分節化する等、圧迫感を与えないよう配慮しましょう。







低明度で大面積だと、圧迫感を与えますが…

色相やトーンを合わせ、分節化することで、 周辺と調和します

都市景観形成地区に関する事項

第1節 都市景観形成地区の指定の考え方

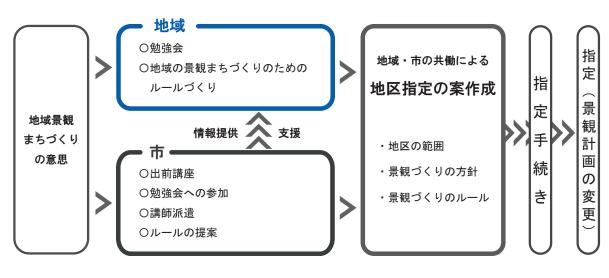
都市景観形成地区の指定については、景観の形成を重点的に図る必要があると認める地区、すなわち良好な景観形成の必要性が高く、緊急性や実現性を備えた地区を指定していきます。

良好な景観形成の必要性が高い地区の例

指定実績	分類	地区の摘要	基本方針
・御供所地区 ・承天寺通り地区 ・筥崎宮地区	歴史•伝統 地区	都市の歴史が刻み込まれた環境や建造物を有し、次世代へ その伝統を伝えていくべき地 区。	地区の特徴を表現する歴史 的事物の保全・活用や昔の街 並みのイメージの再現を地域 住民の総意で行っていく。
・シーサイドももち地区・元岡地区・香椎副都心 (千早) 地区・アイランドシティ香椎照葉地区	計画的 まちづくり 地区	今後、大規模プロジェクトの 進行が予定され、計画的なま ちづくりを進めていくべき地 区。	地区の将来イメージに従い、 景観上の誘導を行政と民間の 共働で計画し実現していく。
・天神 (明治通り・渡辺通り) 地区 ・はかた駅前通り地区 (再掲)、承天寺通り地区 筥崎宮地区	組織的 まちづくり 地区	地元住民のまちづくりへの理解・意欲が高く、住民主体の 景観形成が実践可能な地区。	住民が自主的に、環境保全・ 街並み誘導に関する取り決め を行い、良好な生活空間ある いは商業空間を創造、維持し ていく。

第2節 都市景観形成地区指定までの流れ

都市景観形成地区候補地区については、以下に示すように、地域景観まちづくりの意欲の高い 地区等において、地域との共働により、都市景観形成地区への指定を順次進めていきます。



2

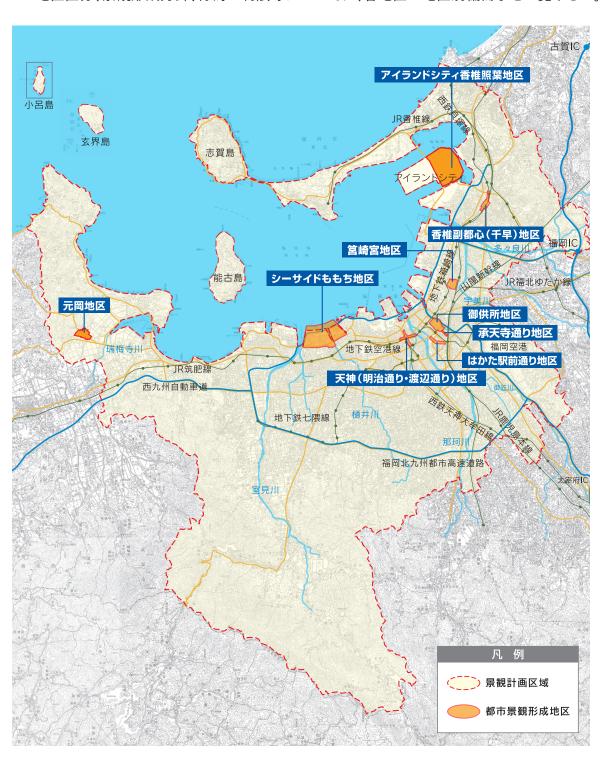
8

序

都市景観形成地区の良好な景観の形成に関する方針 第3節 及び行為の制限

指定区域は以下の通りです。

地区区分、景観形成方針、行為の制限等については、各地区の地区別編冊子をご覧下さい。



地区名	指定面積 指定年月日	概要	
シーサイドももち 地区	約185.6ha / H8.4.25	昭和57年に埋立が開始され、平成元年の博覧会開催を経て、ウォーターフロントの環境と都心・副都心に近い立地を生かした「21世紀を展望した計画的なまちづくり」がはじめられた地区	
御供所地区	約28.0ha / (当初) H10.11.30 (変更) H23.5.26	日本最初の禅寺聖福寺、東長寺などの数 多くの寺社により本市で有数の歴史的環 境を形成している地区	
天神 (明治通り・渡辺通り) 地区	約15.7ha / H12.3.2	福岡市の都心を東西及び南北に貫き、福岡の発展の軸となってきたメインストリートであり、本市の都心としてだけでなく、 九州さらには西日本を代表する最大の商業・業務機能が集積している地区	
香椎副都心 (千早) 地区	約17.6ha / H17.4.25	本市の東の副都心として独立行政法人都 市再生機構が平成5年度より土地区画整 理事業を進めているエリアの中心をなす 地区	
アイランドシティ香椎照葉地区	約191.8ha / (当初) H23.3.3 (変更) R5.10.12	誰もが快適な生活を営むことができる住宅地の整備や、環境との共生を図る豊かな緑地空間の整備、アジア・世界を見据えた新しい産業の集積を目指し、魅力ある都市空間の形成を図る地区	
元岡地区	約18.3ha / H23.3.3	九州大学学術研究都市構想で位置づけられたタウン・オン・キャンパスにふさわしい良好な市街地環境の形成・保全を図り、九州大学の門前町として風格あるまちづくりの推進を図る地区	
はかた駅前通り 地区	約7.0ha / H23.7.28	博多駅地区と天神地区をつなぎ、博多の まちの新たなシンボルとなる魅力的な都 市空間の形成を図る地区	
承天寺通り地区	約2.6ha / R2.3.30	博多駅と博多旧市街をつなぎ、博多部の 歴史・伝統・文化を醸し出す街並みの形 成を図る地区	
筥崎宮地区	約18.7ha / R6.3.28	筥崎宮を中心とした歴史・伝統が感じられる、境内の豊かな緑と調和した、心地よい街並みの形成を図る地区	

章

第 8

第4節 届出対象行為

建築物等の規模や指定区域に関わらず、建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更する修繕又は模様替え、外観の色彩の変更を届出対象とします。また、届出対象行為 の全てを景観法第17条による特定届出対象行為とします。また、木竹の伐採を届出対象行為とし ます。

なお、屋外広告物については、屋外広告物法による許可を要することとなります。

許可が不要な屋外広告物も含め、地区ごとの規格基準に適合するよう、事前協議を行ってください。

- ※通常の管理行為、軽易な行為その他の行為は届出の適用除外とします。
- ※届出の適用除外となる通常の管理行為については、巻末の資料編を参照してください。

景観資源の保全・創出に 関する事項

景観重要建造物 第1節

建築物等は、地域の歴史や生活文化の一端を物語るもので、地域の個性を表現する役割も 担っています。

地域に親しまれているもの、すぐれたデザインのもの、すぐれた技術のもの等は、地域景観の重 要な資源であり、地域の共有財産として守り継承していくだけでなく、これらを地域の景観づくり に役立てていくため、その実態を把握し、所有者の意見を聴いたうえで、次に示す指定方針に基 づき景観重要建造物に指定することができます。

景観重要建造物の指定方針

道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる建築物等(これと一体となって良好な景観 を形成している土地その他の物件を含む。)で、下記に示す歴史的評価若しくは景観的評価が高く、かつ老 朽化が著しくなく、修復が可能なもので、指定に際し著しい支障がないもの。

・歴史的な景観形成に寄与しているもの(周辺環境と一体となって歴史的な景観を形成している

①歴史的

・歴史的価値のあるもの。

評価

・建築後50年以上経過しているもの。

・地域のランドマークや景観的なシンボル・アクセントになっているもの。

②景観的 評価

- ・地域住民等に親しまれているもの。
- ・心象風景としての存在感や雰囲気を持つもの。

もの、歴史的街並みの連続性に寄与しているもの等)。

- ・地域の主要な回遊路に面しているもの。
- ・アイストップ的な場所に位置しているもの。

※ただし、文化財保護法(昭和25 年法律第214 号)に基づき国宝、重要文化財、特別史跡名勝天 然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については適用 しません。

第2節 景観重要樹木

長い年月をかけて育まれてきた巨木や名木は、これまで地域を見守り、生活に安らぎを与えて地域に親しまれています。このような樹木は地域にとって重要な樹木であり歴史的にも貴重な財産であるため、保全し後世に残していく必要があり、また、地域の個性を生かしたまちづくりを行ううえでのシンボルとなるため、その実態を把握し、所有者の意見を聴いたうえで、次に示す指定方針に基づき景観重要樹木に指定することができます。

景観重要樹木の指定方針

道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる樹木で、下記のいずれかに該当すると認められるもの

- (1) 樹形や樹高等美観が優れているもの
- (2) 地域の象徴的な存在である等、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与するもの
- (3) 地域の歴史、生活文化的に価値が高いと認められるもの
- (4) 地域に親しまれ、愛着を持って受け入れられているもの
- ※ただし、文化財保護法(昭和25 年法律第214 号)に基づき特別史跡名勝天然記念物又は史跡 名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については適用しません。

景観重要公共施設の景観形成に 関する事項

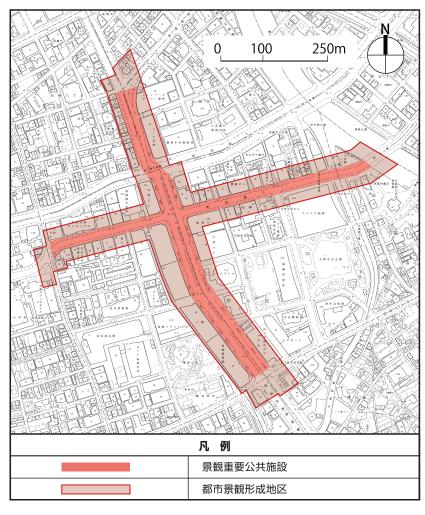
第1節 指定方針

都市景観の形成上特に重要な公共施設(道路、河川、公園等)について、下記に定める指定方針に基づき、施設管理者の同意を得て、景観重要公共施設として指定し、整備に関する考え方など良好な景観の形成に関する事項を定めることとします。

区域	指定方針	
都市景観形成地区	・地区内の景観形成上重要な公共施設 (道路、公園、河川等)	
景観計画区域	・市の景観形成上重要な公共施設 (道路、公園、河川等)	
(都市景観形成地区を除く)	・市の景観に広範囲にわたって影響を及ぼす公共施設(道路、公園、河川等)	

第2節 指定区域

1. 明治通り・渡辺通り(都市景観形成地区内)



2

第

章

4

8

(1) 道路の整備に関する事項

- 1)歩道の舗装は、通り全体を通して統一感を図り、また、都心にふさわしい、時代の変化に耐えうる質の高い都市空間と調和する素材のものを使用する。
 - 視覚障がい者誘導用ブロックについては、「福岡市福祉のまちづくり条例」による「施設整備マニュアル」に基づき設置する。
- 2) 柵、車止め、街灯等の工作物は、商業・業務等が集積した、周辺建物と調和する形状、色彩とする。
- 3) 街路樹は、街並みを引きたてる配置とし、自然豊かな樹形を維持するとともに、主要な交差点や中央分離帯等に花壇等を設置するなど、賑わいのある街路空間の創出に配慮する。
- 4) サイクルポストは可能な限り設置しない。設置する場合は、歩行者空間のユニバーサルデザインや、植栽、パブリックアート等による快適な街路空間づくりに配慮して設置するとともに、通りの雰囲気と調和する形状、色彩とする。
- 5)公共空間に設置するサインは、質の高いものとし、設置にあたってはできる限りデザインの統一化を図る。
- 6) 材料は、維持管理やコストに配慮し、選定する。

章

屋外広告物の表示及び屋外広告物を 掲出する物件の設置に関する行為の 制限に関する事項

第1節 屋外広告物の表示による景観形成の考え方

福岡市では、良好な景観を形成、風致の維持及び公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物を表示・設置する際のルールとして、屋外広告物法に基づき屋外広告物条例を定めています。

自然豊かな地域、賑わいのある繁華街など、地域やまちの個性に応じた景観となるよう、福岡市内を5つの地域に区分して、それぞれの地域にふさわしい規格基準を定めるほか、原則として屋外広告物の表示ができない「禁止地域」や、地域特性に応じ、地区ごとに規格基準を設ける「都市景観形成地区」などを定めています。

第2節 屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限

①福岡市全域

屋外広告物を掲出するとき、掲出している広告物を変更したり、改造したりするときなどは、原則として事前に許可が必要です。また、禁止地域や禁止物件には、原則として広告物を表示することはできません。

屋外広告物を計画するにあたっては、景観計画に定める行為の制限のうち、屋外広告物にかかる行為の制限(全ゾーン(P36~37)及び各ゾーン(P38~39))について考慮するとともに、屋外広告物条例に定める地域区分ごとの規格基準を遵守する必要があります。

地域区分ごとの規格基準や、禁止地域等に関すること等、屋外広告物に関することは、「屋外広告物の手びき」を参照してください。

②都市景観形成地区

都市景観形成地区においては、上記に加え、地区ごとに独自の規格基準を定めています。屋外広告物の計画にあたっては、地域特性にあった広告物景観とするため、景観形成方針を踏まえ、屋外広告物の行為の制限を遵守する必要があります。地区ごとの詳細は、各地区の地区別編冊子をご覧下さい。

屋外広告物を設置する場合は、地区ごとの規格基準に適合するよう、事前協議を行ってください。

第 5 章

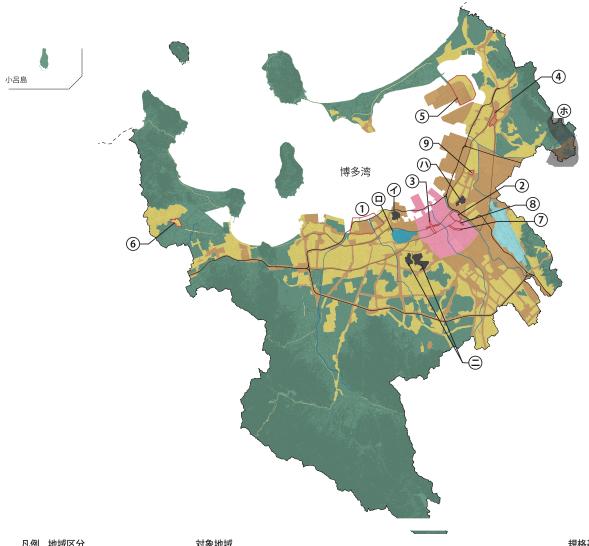
第 6

章

第 8

序

地域の区分(「屋外広告物の手びき」より)



凡例	地域区分	対象地域	規格基準
	都心部・空港周辺地域	福岡市基本計画に位置付けられている都心部の範囲 並びに福岡空港周辺	P. 4
	商業・沿道系地域	第二種住居地域, 準住居地域, 近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域, 工業地域, 工業専用地域(都心部・空港周辺地域を除く), 特定流通業務施設区域(※1)	P. 5
	住居系地域	第二種低層住居専用地域,第一種中高層住居専用地域,第二種中高層住居専用地域, 第一種住居地域(都心部・空港周辺地域を除く),沿道施設指定路線区域(※2)	P. 6
	自然・低層住居系地域	第一種低層住居専用地域,市街化調整区域(福岡空港周辺区域,特定流通業務施設区域 及び沿道施設指定路線区域を除く),小呂島,玄界島	P. 7
	空港地域	福岡空港敷地内	P. 8
	都市景観形成地区	①シーサイドももち地区、②御供所地区、③天神(明治通り・渡辺通り)地区、④香椎副都心 ⑤アイランドシティ香椎照葉地区、⑥元岡地区、②はかた駅前通り地区、⑧承天寺通り ⑨筥崎宮地区	
	禁止地域	⑦西公園, 回福岡城址(大濠公園,舞鶴公園), ○東公園(県庁周辺), ○南公園,・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 12
	福岡都市高速道路等沿道	福岡都市高速道路及び西九州自動車道から展望できないものを除き,各道路縁より 両側50mかつ路面高さより上方の範囲	P. 11

※1:市街化調整区域において,都市計画法第34条第14号の規定に基づき市長が定めた特定流通業務施設を設置することができる区域。 ※2:市街化調整区域において,都市計画法第34条第9号の規定に基づき交通量等を勘案して市長が指定した路線で,この道路に接続して ドライブイン等自動車運転者の休憩のための施設等を設けるための開発・建築許可を受けた場合に適用。

序 章

第

第

第

第1節 市民・事業者・行政の役割

市民・事業者・行政のそれぞれの役割を明確にすることで市民との共働による景観づくりを進めるとともに、推進体制や本計画の運用などを示し、福岡らしい都市景観の形成に向けて取り組んで行きます。

市民の役割	市民や市民団体などは、日常生活や地域活動を通じて都市景観づくりに参加し、地域 全体で美しい街並みを守り育てる意識を持つことで、都市景観の形成に積極的に寄与 するものとします。 また、市が推進する景観づくりの施策に協力するものとします。
事業者の役割	事業者は、市民と同様に、地域社会の一員として、都市景観の形成に積極的に寄与するものとし、計画段階から都市景観への配慮を行うよう努めるものとします。 また、市が推進する景観づくりの施策に協力するものとします。
市の役割	市は、都市景観の形成を図るため、総合的な施策を実施し、実施にあたっては市民及び事業者の意見、要望等が十分に反映されるよう努めるものとし、都市景観の形成に先導的役割を果たすよう努めます。また、市民及び事業者の都市景観に関する知識の普及と意識の高揚を図るため、必要な措置を講じます。



序

第

5章

第2節 推進体制

景観施策を推進するにあたっては、関係部局と十分な調整を図るとともに、市民や専門家の意見を聴取する都市景観審議会、専門家の指導・助言を行う都市景観アドバイザー制度等を活用しながら進めていきます。

1. 都市景観審議会

福岡市では、豊かな自然と悠久の歴史に培われた福岡にふさわしい風格のある美しいまちづくりと市民文化の向上に資することを目的に「福岡市都市景観条例」を定め、良好な景観形成の促進に取り組んでいます。

福岡市都市景観審議会は、福岡市都市景観条例第30条の規定に基づいて設置しており、市長の諮問に応じ、都市景観の形成に関する事項を調査審議します。

2. 屋外広告物審議会

福岡市では、良好な景観を形成し、公衆に対する危害を防止するため、看板(屋外広告物)を表示・設置する際のルールとして、「福岡市屋外広告物条例」を定めています。

福岡市屋外広告物審議会は、屋外広告物の規格基準の変更や禁止地域の指定など、都市景観の形成に関する事項を調査審議します。

3. 都市景観アドバイザー制度

福岡市都市景観アドバイザー制度とは、福岡市都市景観条例第32条の規定により、行政、事業者等が共働して地域の良好な景観形成を促進していくために、地域の中核となる施設やランドマークとなる施設等で、都市デザイン、都市景観、建築意匠、緑化計画、広告デザイン等の専門家の意見を聴くことが必要と判断される事案について、都市景観アドバイザー会議を開催し、専門家による助言・指導を行っています。



福岡市民ホール



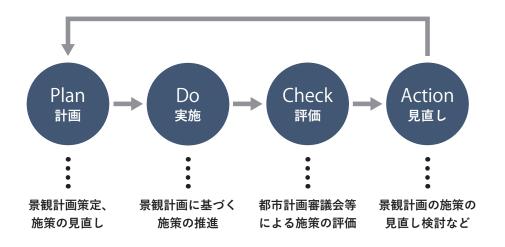
りすのこスクエア

第

4. 景観計画の運用・施策の更新

土地利用の変化、市民意識の高まり、景観に関わる技術革新など、良好な景観の形成に関する 環境の変化を踏まえ、適宜内容を検討し、必要に応じて施策の見直し検討などを行うものとしま す。

施策の見直し等にあたっては、都市景観審議会の意見を聴きながら、計画の評価を行うPDCAのサイクルに基づき行うものとします。



<コラム> 都市景観形成基金の活用

ふるさと納税でいただいた寄付等を活用し、都市景観賞等の市民・事業者等の景観に関する意識高揚のための事業や、民間建築物の修景助成など、良好な都市景観の形成を図る施策を推進します。





目 次

用語解説	P1
届出対象となる工作物の種類 (福岡市都市景観条例施行規則第2条)	P5
届出の適用除外となる通常の管理行為 (福岡市都市景観条例施行規則第7条)	P6
マンセル表色系について(解説)	P7
福岡市の景観行政のあゆみ	P8
福岡市景観計画策定の経緯	P9

語句	解説∙説明			
アイストップ	 視覚的に人の注意を引くようなデザインや大きさの建築物等のこと。 			
移転	同一敷地内で建築物等を移動すること。別敷地へ移す場合は、移転先の敷地に 対して新築又は増築となる。			
ウォーターフロント地区	国際会議や展示会などのMICE (マイス) が開催され、クルーズ船や国内外の定期旅客船が寄港するターミナルが集積する中央ふ頭・博多ふ頭を指す。			
ウォールアート	壁面をキャンパスに見立てて描かれる芸術作品。			
	持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略称で、2015 (平成27) 年9月の国連サミットで採択された、すべての人々にとってよりよく、より持続可能な未来を築くための「17の目標」のこと。			
SDGs	SDGsについて			
オープンスペース	公共空間や民間の敷地に設けられた、歩行空間や広場などの解放された空間のこと。			
屋外広告物	屋外広告物法 (昭和24年法律第189号) 第2条第1号に規定する屋外広告物及びこれに類するものとして規則で定めたものをいう。			
改築	建築物等の全部又は一部を除却した場合、又は災害等により失った場合に、これらの建築物等又は建築物等の部分を、従前と同様の用途・構造・規模のものに建て替えること。			
界隈性	その地域特有の一体感や雰囲気のこと。			

届出対象行為が景観形成基準に適合しない場合に行うことができるもの。	
玄界灘沿岸の海岸線と、クスノキの原生林で知られる立花山(標高367メートル)を含む国定公園。福岡(北九州市・宗像市・福津市・古賀市・福岡市・糸島市・岡垣町・新宮町・久山町)、佐賀、長崎の3県にまたがる。	
文永11年 (1274) 蒙古の襲来を受けた鎌倉幕府が、再度の来襲に備えるため、 建治2年 (1276) に博多湾の海岸線に築造した防塁。	
建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第2条第1号に規定する建築物 (以下「建築物」という) 及び工作物 (建築物を除く以下同じ) で規則で定めるものをいう。	
公園や広場のように、誰でも利用できる開かれた場所のこと。公園、広場、道路、駅、図書館、学校など、公的に整備された場所や、一般に開放されている場所が 含まれる。	
複数の交通機関(鉄道、バス、タクシー、自転車、徒歩など)が相互に接続し、乗り換えや乗り継ぎがスムーズに行えるようにする機能のこと。	
飛鳥時代から平安時代末 (7世紀後半~11世紀後半) まで現在の舞鶴公園内に 所在した外交施設。平安時代の客館の名称。	
ある場所に自然分布している種、亜種またはそれ以下の分類群。	
地域性に見合った違和感のない福岡の色彩景観をつくるため、色彩に係る プロセス等を解説したもの。	
視点 (観察者) 周囲のまとまりを持った領域で前景要素が介入するもの。 視点の存在する空間。	
建築物等の新築、増築、改築、大規模な修繕、大規模な模様替え又は色彩の変 更等を行う際に、当該建築物等を周辺の景観に合わせたデザインとすること。	
建築物等の部分を、既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法 ものを用いて原状回復を図ること。	
人間の心を通して味わわれる景色や場面。	
心の中に思い描かれる風景やイメージのこと。	
建築物等のない土地に、新たに建築物等を建築すること。	
建築物や山の稜線などが描く輪郭線のこと。	
既存建築物等に建て増しをする、又は既存建築物等のある敷地に新たに建築 すること。	
最低地盤面(建築物又は工作物が周囲の地面と接する最低の高さにおける水平面をいう。)からの高さをいう。この場合において、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、建築物又は工作物の高さに算入する。	

都市景観の形成	福岡らしさを生かした都市景観の保全、創造及び育成をいう。	
特定届出対象行為	 変更命令等の対象となる行為。 	
特別緑地保全地区	都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する 緑地、生物多様性の確保に配慮したまちづくりのための動植物の生息地又は生 育地となる緑地等の保全を図ることを目的とする都市計画法第8条に規定され る地域地区。	
延べ面積	 建築基準法施行令第2条第3号に規定する「床面積」の合計。 	
パブリックアート	オープンスペースに設置される芸術作品。	
ヒューマンスケール	物や空間の大きさを人間のサイズと比較してスケールとして表すもの。	
福岡市景観計画 デザインガイドライン	届出に係る行為の制限や手続きについて解説したもの。	
福岡市基本構想	福岡市が長期的にめざす都市像を示したもので、福岡市のさまざまな計画や市政運営の基本になるとともに、市民の皆さまをはじめ、まちづくりに携わる産学官民の多くの主体と共有するもの。	
福岡市基本計画	基本構想に掲げる都市像の実現に向けた方向性をまちづくりの目標や施策として総合的・体系的に示した10年間の長期計画のこと。	
福岡市総合計画	福岡市の将来の健全な発展のために策定する総合的な計画のことで、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3つで構成されたもの。	
福岡市都市計画マスタープラン	都市計画法第18条の2に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針で、「福岡市総合計画」や県が定める「福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及て保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」に即して定めるもの。(「福岡市都市計画マスタープラン」より)	
福岡市みどりの基本計画	都市緑地法に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画のことで、みどりの将来像や目標、施策の方針などを定めた、みどり全般に関する幅広い総合計画であり、市民・企業・行政などの各主体が、みどりのまちづくりに取り組むための基本的な方針を示すもの。(「みどりの基本計画」より)	
変更命令等	 景観形成基準の形態意匠の制限に適合しない場合に、設計変更命令を行うこと。 	
見付面積	建築物等の外壁を正面から見たときの面積。	
みどり	福岡市域内における ・公園・緑地、オープンスペース、森林、農地 ・道路、商業地、住宅地、港湾・工業地、公共施設等の花や緑 ・河川・水面等それらと一体の花や緑 とする。(「みどりの基本計画」より)	
模様替	建築物等の構造・規模・性能の同一性を損なわない範囲で改造し、原状回復を 目的とせずに性能の向上を図ること。	
ランドマーク	ある地域において、象徴となるものや目印となるような特徴的な建築物等、自 然物のこと。	

届出対象となる工作物の種類(福岡市都市景観条例施行規則第2条)

届出対象となる工作物は次に掲げるものとします。

- (1) 門、へい、垣、さく、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 高架水槽、屋上に設置する冷却塔その他これらに類するもの
- (3) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (4) 記念塔その他これらに類するもの
- (5) 電波塔その他これらに類するもの
- (6) 高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するもの
- (7) 護岸、堤防その他これらに類するもの
- (8) 街灯、照明灯その他これらに類するもの
- (9) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- (10) 駐車施設、駐輪施設その他これらに類するもの
- (11) 水道、電気その他これらに類するものの供給施設
- (12) ごみ置場その他これに類するもの
- (13) その他市長が指定するもの

届出の適用除外となる通常の管理行為(福岡市都市景観条例施行規則第7条)

届出の適用除外となる通常の管理行為については、次に掲げるものとします。

<建築物>(第7条第1項、第2項)

- (1)建築物の新築、増築、改築又は移転でその行為の対象となる建築物の部分の高さが5メートル以下であり、かつ、床面積の合計が10平方メートル以下であるもの
- (2)建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更でその行為の対象となる建築物の部分の高さが5メートル以下であり、かつ、外部面積の合計が10平方メートル以下であるもの

<工作物>(条例第7条第3項)

7	門、へい、垣、さく、擁壁 その他これらに類するもの	高さが2メートル以下、かつ、長さが5メートル以下
1	高架水槽、屋上に設置する冷却塔 その他これらに類するもの	高さが8メートル以下
ゥ	煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さが6メートル以下
I	記念塔その他これらに類するもの	高さが4メートル以下
オ	電波塔その他これらに類するもの	高さが10メートル以下
カ	高架道路、高架鉄道、橋りょう、 横断歩道橋その他これらに類するもの	長さが10メートル以下
+	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱 その他これらに類するもの	高さが15メートル以下
2	駐車施設、駐輪施設、 ごみ置場・その他市長が指定するもの	高さが5メートル以下、かつ、築造面積が50平方メートル以下

<仮設>(第7条第4項)

- ・建築等又は工作物の建設等を行うため現場に設ける事務所、材料置場その他これらに類する 仮設の建築物の建築等若しくは工作物の建設等又はこれらへの広告物の設置
- ・市長が都市景観の形成に影響を及ぼすおそれがないと認める行為

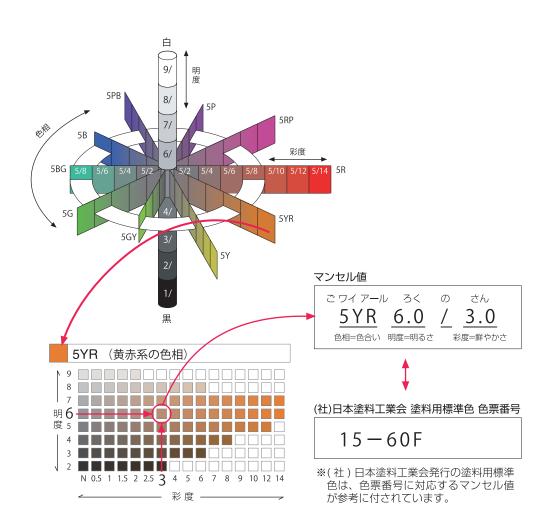
<木竹の伐採で次に掲げるもの>(第7条第5項)

- ア 高さが5メートル以下又は地上1.5メートルの高さにおける幹の周囲が0.6メートル以下の 木竹(生け垣を構成するものを除く。)の伐採
- イ 高さが1.5メートル以下、かつ、長さが10メートル以下の生け垣をなす一団の木竹の伐採

マンセル表色系について(解説)

マンセル表色系を用いた定量的な色彩基準の設定

- ・色相は、いろあいを表すもので、10種の基本色、赤(R)、黄 赤(YR)、黄(Y)、黄 緑(GY)、緑(G)、青 緑(BG)、青(BG)、青 紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)と、その段階を示す1から10までの数字を組み合わせて表記します。
- ・明度は、明るさの度合いを0から10までの数値で表し、暗い色ほど数値が小さくなります。
- ・彩度は、あざやかさの度合いを0 から14 程度までの数値で表し、色味の無い鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0 になります。
- ・マンセル記号は、色相、明度/彩度を組み合わせて、例えば、5YR 6.0 / 3.0 と表記します。



福岡市の景観行政のあゆみ

年	法・条例	計画等	景観形成施策
S62	福岡市都市景観条例制定		
S63.3		福岡市都市景観形成基本計画の策定	福岡市都市景観賞第1回実施
S63.12			届出制度の開始
H8.4			シーサイドももち地区を都市景観形 成地区に指定
H10.11			御供所地区を都市景観形成地区に 指定
H12.3			天神 (明治通り・渡辺通り) 地区を 都市景観形成地区に指定
H16.7	景観法制定		
H17.4			香椎副都心 (千早) 地区を都市景観 形成地区に指定
H23.3			アイランドシティ香椎照葉地区、元 岡地区を都市景観形成地区に指定
H23.5			御供所地区都市景観形成地区の景 観形成基準を変更
H23.7			はかた駅前通り地区を都市景観形成地区に指定
H24.3	福岡市都市景観条例改正 (法委任条例に移行)	福岡市景観計画策定	
H24.10			景観法に基づく届出開始
H28.3	福岡市都市景観条例改正	福岡市景観計画改定 (歴史・伝統ゾーンの追加)	
R2.3		福岡市景観計画改定 (承天寺通り地区を都 市景観形成地区に指定)	
R5.10		福岡市景観計画改定 (アイランドシティ香椎 照葉地区都市景観形成地区の区域拡大)	
R6.3		福岡市景観計画 改定(筥崎宮地区を都市 景観形成地区に指定)	
RO.O	福岡市都市景観条例 改正	福岡市景観計画 改定(福岡市都市景観形 成基本計画との一本化)	

福岡市景観計画策定の経緯

令和6年	12月 福祉都市委員会報告(改定着手)		
令和7年	2月3日	第22回都市景観審議会 (諮問・改定の方向性)	
	3月	福祉都市委員会報告 (検討状況)	
	5月19日	第23回都市景観審議会(骨子案)	
	6月	福祉都市委員会報告(骨子案)	
	8月18日	第24回都市景観審議会 (原案)	
	9月	福祉都市委員会報告(原案)	
	O月	パブリックコメント	
		都市計画審議会 (意見の聴取)	
	O月	第25回都市景観審議会(答申)	
令和〇年	O月	福岡市都市景観条例改正	
		改定景観計画及び福岡市都市景観条例告示	
	O月O日	施行	

福岡	福岡市都市景観審議会委員 名簿 (敬称略)				
学識経験者	九州大学 教授	朝廣和夫			
	九州大学 教授	黒瀬 武史			
	九州大学 教授	坂井 猛			
	九州大学 准教授	志賀 勉			
	九州大学 講師	土屋 潤			
	北九州市立大学 准教授	福田裕美			
	九州大学 教授	光藤 宏行			
	九州大学 准教授	箕浦 永子			
	弁護士	山□明日香			
	九州産業大学 教授	山下 永子			
市議会議員	市議会議員	平畑 雅博			
	市議会議員	鬼塚 昌宏			
	市議会議員	松野隆			
	市議会議員	近藤 里美			
	市議会議員	藤野 哲司			
	市議会議員	浜崎 太郎			
住民	福岡テンジン大学 学長	岩永 真一			
	NPO法人 FUKUOKAデザインリーグ 副理事長	中牟田 麻弥			

福岡市景観計画

策定 〇年(令和〇年)〇月

編集 福岡市住宅都市みどり局 地域まちづくり推進部 都市景観室

福岡市中央区天神1丁目8番1号

TEL 092-711-4589 / FAX 092-733-5590

E-Mail toshikeikan.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

(届出相談用E-Mail keikan-todokede@city.fukuoka.lg.jp)